

美郷町子ども・子育て支援事業計画

～子どもたちがのびのびと育つ 笑顔あふれる子育てのまち みさと～



令和2年3月

島根県 美郷町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本方針	5
1 計画の基本理念	5
2 美郷町子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像	6
3 基本目標と施策の体系	7
4 子ども・子育てを取り巻く課題	9
5 重点プロジェクト	11
第3章 施策の展開	14
基本目標1 家族が安心して楽しく子育てできるまちづくり	14
基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり	28
基本目標3 地域ぐるみで子育てをするまちづくり	36
第4章 子ども・子育てを取り巻く現況	43
1 少子化の動向	43
2 家族や地域の状況	49
3 子育て支援サービスの提供と利用の状況	53
第5章 事業量の見込みと確保方策	64
1 教育・保育の提供区域の設定	64
2 保育認定	64
3 幼児期の学校教育・保育	65
4 地域子ども・子育て支援事業	67
第6章 計画の推進に向けて	74
1 地域における推進体制の充実	74
2 庁内における推進体制の充実	74
3 国、県との連携	74
第7章 進捗状況及び事業評価	75
資料編	76
1 ニーズ調査結果概要	76
2 美郷町子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画の概要

1

計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化が進行しています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が問題化しています。一方、地域では、少子化を背景に兄弟姉妹や地域の子ども数が減少し、子ども同士の交流の機会が少なくなることで、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取組を推進しています。平成24年(2012年)8月には、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質の向上及び量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場(地域子育て支援拠点)や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

また、令和元年(2019年)10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

① 子ども・子育て支援制度とは

「子ども・子育て支援制度」とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改
正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律」の「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度のことをいいます。

② 子ども・子育て支援制度がめざすもの

「子ども・子育て支援制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

国が「子ども・子育て支援制度」でめざすもの

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、
「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のため
の手续を簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一
体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の 4 類型があります。

■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的
な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維
持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等様々な手法への財政措置を導入
して、保育の量的拡充・確保に努めます。

■地域の子ども・子育て支援の充実

多様化する子育て家庭の支援に関するニーズに対応するため、地域型保育の事業所は、認定こ
ども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利
用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充
実するものです。

(2) 制度の主なポイント

①施設型給付及び地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者に提供するサービスとして「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」と、延長保育や地域子育て支援拠点事業等を行う「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及のため、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけることや、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化するなど、認定こども園制度が改善されます。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

地域の実情に応じて保育の場が確保されるよう、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」を充実・実施していきます。

④基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施します。また、国・都道府県は市町村の取組を重層的に支えます。

⑤社会全体による費用負担

社会全体で費用を負担する仕組みとし、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とした制度設計となっています。

⑥政府の推進体制

制度ごとに異なる政府の推進体制を整備するため、国に「子ども・子育て本部」が設置されました。

⑦子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議が設置されました。

また、市町村等においても合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務として求められています。

2

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本町においては子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとし、子育て施策の方向性や目標を総合的に定めるものとしします。

本計画は、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3

計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画の期間は平成 27 年度を初年度とする 5 年を 1 期として定めることとしています。そのため、本計画においては令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として策定するものです。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第一期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)									
									見直し
					第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)				

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

町では、町民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年（2015年）3月に「子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画に基づき、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設をはじめ、保護者が子育てへの不安を感じることがないように、地域での相談体制や親子で交流できる機会の充実など、様々な取組を推進しています。第1期計画が令和元年度（2019年度）末をもって終了することから、第1期計画での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした「第2期美郷町 子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

基本理念に基づき、施策を展開することでめざす将来像を次のように定めます。

計画のめざす将来像

子どもたちがのびのびと育つ

笑顔あふれる子育てのまち みさと

多様化する価値観や生活スタイルの変化などにより子どもの生まれる数が減少しています。また、核家族化による地域の希薄化など、家庭や地域の子育て力の低下も懸念されるなど子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

子どもがのびのびと成長するには、家庭や学校、地域、企業、行政等が一体となってみんなで見守り、育てることが大切です。また、子どもを中心にみんながお互いを支え合い、助け合うことで、子どもや家庭が笑顔になり、それが地域に広がることで美郷町全体に笑顔があふれます。

このようなまちをめざすため、本町では計画の将来像を「子どもたちがのびのびと育つ 笑顔あふれる子育てのまち みさと」とします。

みさ坊



計画の将来像に基づき、3つの基本目標のもと、施策の展開を図ることとします。

計画の
将来像

3つの基本目標と施策

子どもたちがのびのびと育つ
笑顔あふれる子育てのまち
みさと

1 家族が安心して楽しく子育てできる まちづくり〔子育て〕

- (1) 妊娠期からの子育て支援体制の充実
(子育て世代包括支援センターと子ども家庭
総合支援拠点の一体的な拠点整備)
- (2) 相談、情報提供、交流の場の充実
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 児童虐待防止対策(要保護児童対策)の推進
- (5) 障がい児施策の推進
- (6) ひとり親家庭への自立支援
- (7) 子育てに適した生活環境の整備

2 子どもの健やかな成長を支える まちづくり〔子育て〕

- (1) 遊びや余暇活動の充実に向けた支援
- (2) 教育環境の充実
- (3) 心身の成長と自立に向けた支援
- (4) 食育の推進

3 地域ぐるみで子育てをするまちづくり 〔子育て・子育てを支える地域づくり〕

- (1) 子育て・子育てを支える意識づくり
- (2) 地域による支援活動の促進
- (3) 子育てしやすい就労環境づくり

(1) 家族が安心して楽しく子育てできるまちづくり〔子育て〕

子どもが生まれて育られていく中で、一番の基盤となるのは家庭です。そこで、子どもが家族の愛情をしっかりと受けながら成長できるよう、保護者の子育てを支援していくことが必要です。ひとり親家庭、障がいのある子どもとその家庭、暴力や虐待を受ける子どもとその保護者などを含め、すべての家族が安心して楽しく子育てができるように、相談支援体制や保育サービス、保健医療、生活環境等の基盤を充実し、保護者の子育てに関する不安感や負担感を和らげ、子育てに喜びや楽しみがより感じられるまちをめざします。

(2) 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり〔子育て〕

子どもは、保護されるべき存在であると同時に、それぞれが個性を持った人間であり、自ら伸びようとする力を持っています。

子育て世帯育成支援においては、子どもの視点を持ち、子どもが将来自立して幸せに暮らしていけるよう、子育て、つまり子ども自身の成長を支援することが必要です。子どもたちの個性や可能性を伸ばし、たくましい心と体を培う教育や保育の推進により、遊びや様々な体験活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性や道徳性を育めるよう支援するとともに、子どもの幸せを第一に考え、子どもの心と体の健やかな成長を支えるまちをめざします。

(3) 地域ぐるみで子育てをするまちづくり

〔子育て・子育てを支える地域づくり〕

子どもは、家庭のほか、学校や地域等で様々な経験を重ねることによって育っていきます。したがって、地域社会・企業・学校・行政等を含む、社会全体で子育てに取り組むことが必要です。また、保護者が安心して子育てをするためにも周囲の人の協力は欠かせません。

「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、子どものよい点はほめる、誤った行為は叱るなど、適切な声かけや交流活動などによって、子育て・子育てへの支援を地域住民が積極的に行う、「地域全体での子育てサポート体制」が整ったまちをめざします。また、男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育てが両立できるよう、男女が協力して子育てをする意識を定着させるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視しながら多様な子育て家庭を支援できるまちづくりをめざします。

（１）子育てに関して不安や悩みを抱える方への支援

ニーズ調査から子育てに関して不安感や悩みを感じているかという問いについて、約５割強の方が不安や悩みを抱えている状況です。また、子育てに関して気になることはどのようなことかという問いについて、「病気や発育・発達に関すること」が上位を占めてします。共働きにより１歳未満で保育所に入所させる家庭も多くなっています。忙しい日々を送る中で、より子の育ちがわかるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要です。

子どもを虐待しているのではないかと思うことについて、「はい」と回答された方が約１割となっており、前回調査時より低くはなっていますが「何とも言えない」と回答された方が約２割と高い割合となっています。内容としては「感情的な言葉」が約９割で、虐待としつけの違いについての周知も含め、虐待防止に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【今後必要な取組】

- 子育てに関する不安や悩みなどにいつでも気軽に相談できる相談体制の充実及び周知
- 子育て相談窓口の住民への周知

（２）仕事と家庭の両立支援

育児休業を取得しなかった理由では、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった」などがあげられており、職場によっては、育児休業等が取りづらい環境や取れない状況もあります。

また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて、「急な残業が入ってしまう」「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が多くあげられており、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得促進など仕事と家庭の両立できる職場環境を整えていく必要があります。

【今後必要な取組】

- 子育て支援サービスの周知・啓発や職場へのワーク・ライフ・バランス
- 病児・病後児保育の実施・充実とその保育事業の充実
- 各種保育サービスの周知
- 男性の子育てへの参画促進

（３）学校教育の充実及び地域・学校・家庭の連携

子育てに関して悩んでいることや気になることについて、「子どもの教育に関すること」が最も多くあげられています。町に対して子育て支援の充実に期待していることについても、「学力向上の支援」に関する意見が高くなっています。現在、大学進学率も50%を上回る中、基礎学力の定着や向上は親の関心が高い問題であり、小中学校教育のより一層の充実は大切となります。また、近年学びの連続性の出発点という意味でも、幼児教育は非常に重要視されています。

また、家庭に対しては子育てに関する知識や教育を学べる場を提供するとともに、地域全体で子どもと関わり、それぞれの経験や知識を生かして家庭教育に取り組んでいく必要があります。

【今後必要な取組】

- 幼児期から一貫した支援の充実
- 学力向上の支援
- 地域における子育て力の向上

（４）相談体制・情報提供体制の充実

子育てに関して不安や負担を感じる人は5割以上となっており、半数を超えています。また、気軽に相談できる人（場所）があるかについて、「いない／ない」が約1割となっています。

保護者においては、子育てに関する不安や負担を感じる人も多く、健診時や各種相談等において保護者の不安や負担感の解消を図っていく必要があります。さらに、相談できる人や場所がない人も一定数いることから気軽に相談できる場づくりに努めるとともに相談場所の情報提供を行っていく必要があります。

子育てに関する情報の入手先では、隣近所や地域の人、友人や保育所・学校が多い状況ですが、インターネットから子育て情報を得ている人も多い状況です。そのため、町のホームページの子育て情報を充実させていく必要があります。

【今後必要な取組】

- 相談体制の充実
- 相談できる場の情報提供
- 子育てに関する情報提供体制の充実

本計画を推進していくうえで、本町における統計からみる課題やニーズ調査結果からあがった住民生活の実態をふまえ、次の4つの項目を重点プロジェクトに掲げます。

(1) 育児不安や悩みを抱える方への支援

核家族・少子化・女性の社会進出等で育児の負担が女性にかかりやすいといったことなどから育児に対して不安や悩みをもった方が多くなっていると考えられます。

ニーズ調査結果をみると、気軽に相談できる人（場所）はいるかという問いについて、約1割の方が「いない／ない」と回答されています。また、就学前児童をお持ちの家庭は、子育てに自信がないと感じている方の割合が高く、これは少子化、核家族化等の影響で慣れない育児に戸惑いや不安を感じてしまう方が多くなったとみられます。

また、児童虐待の原因として育児不安も考えられます。そのためにも育児に関する相談先の提供など取り組みを図ります。

重点取り組み

◆相談支援体制の充実及び住民への周知について広報に努める

健康福祉課に設置した子育て世代包括支援センターが中心となって、保育所・子育て支援センター等と提携し、子育てだけでなく教育・障がい・生活困窮・健康づくりを含めた包括的な相談支援体制を提供します。

◆児童虐待防止対策の推進

児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査や乳児訪問など母子保健活動や相談業務をはじめ、学校・保育所の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止や親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

◆家族での育児参加の促進

美郷町男女共同参画計画に基づく男女共同参画社会に向けて、家族のための育児教室や研修会等を積極的に開催するなどの意識啓発を図り、男女関係なく家事や育児などへの参加を促進します。

◆食育活動の推進

乳幼児期からの望ましい食習慣の定着をめざし、離乳食教室や栄養指導など、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。また、地元食材をつかった給食の推進や収穫等の体験学習など、地産地消を通じた郷土愛の醸成を図ります。

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ニーズ調査結果から現在就労していない母親のうち、６割弱の人に就労希望がありました。女性の就労意欲が高まる一方、育児休業が取得しづらい現状や、子どものケガや病気の際の看護や子どもと接する時間を持ちづらいといった現状がみられ、雇用環境により仕事と家庭を両立させることが難しい方も多くみられます。

男女問わずすべての人が仕事と生活の調和がとれた多様な生き方が選択できるよう、長時間労働の見直しや男性の育児休暇の取得促進など仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに向けて、企業に啓発していきます。

重点取り組み

◆一時保育の利用や病児・病後児保育の周知

育児等に対する精神的・肉体的負担の軽減のため、一時保育の利用や病児・病後児保育の周知を進めていきます。

◆職場への男女共働の意識啓発

雇用環境の改善に向けた意識啓発や就労支援制度の周知等を進めるとともに、国、県と連携しながら、一般事業主行動計画の策定を働きかけていきます。

（３）学校教育の充実

次代を担う子どもたちが個性豊かに育っていけるよう、乳幼児期から基本的な生活習慣の確立や思考力・判断力・表現力などの生きる力を育んでいくことが大切です。

ニーズ調査結果をみると、「子どもの教育に関すること」や「学力向上の支援」を課題や希望にあげる割合が高く、教育内容や学校環境の充実・強化が求められています。

学校教育において確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、地域や保護者、関係機関と連携し一体となって子どもたちを育む教育環境を推進していきます。

重点取り組み

◆就学前教育・保育と小学校の連携

乳幼児期の教育・保育から小学校以降の教育への円滑な移行を図るため、保育所と小学校間の日常的な連携を図るとともに、保育所、小学校等の交流体験等のふれあいの機会を充実します。

◆学校教育の充実

基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用した思考力、判断力、表現力の向上をはじめ、子ども一人ひとりに応じた指導の充実をめざします。

(4) 子育てに関する経済的支援

乳幼児期・幼少期などは、子どもも病気にかかりやすく医療費も多くかかってきます。本町では、医療費の助成や手当の充実、保育料の無償化など、子育て家庭に対する経済的な負担軽減されたという意見があがっています。

今後も、医療費の助成について事業継続とするなど子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

重点取り組み

◆乳幼児・子ども医療費助成事業の継続

乳幼児・子ども医療費助成事業について、引き続き乳幼児及び中学生までの就学時における医療費助成等を事業継続します。

◆各種手当の支給

在宅育児手当の支給及び児童手当や児童扶養手当等、国の制度に基づき手当を支給します。

◆保育料・給食費の無料化

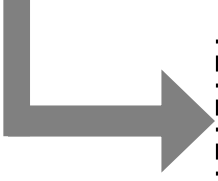
国の子育て支援の助成制度が変更されても、美郷町としては平成30年度から実施している町内の子どもさん全員の保育料及び給食費の無料化を町の子育て支援として継続実施しています。



第3章 施策の展開

基本目標1 家族が安心して楽しく子育てできるまちづくり

基本目標1 家族が安心して楽しく子育てできるまちづくり

- 
- (1) 妊娠期からの子育て支援体制の充実
(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な拠点整備)
 - (2) 相談、情報提供、交流の場の充実
 - (3) 保育サービスの充実
 - (4) 児童虐待防止対策（要保護児童対策）の推進
 - (5) 障がい児施策の推進
 - (6) ひとり親家庭への自立支援

(1) 妊娠期からの子育て支援体制の充実

(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な拠点整備)

現状と課題

- 妊娠期からの切れ目ない支援をしていくため、子育て支援ファイルを活用して関係団体と連携をとりながら支援していく必要があります。
- 妊婦や乳幼児期の母子の健康が確保されるよう、妊婦健診や乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健における健康診査、保健指導、健康相談等の充実を図っていく必要があります。
- 歯科保健に関しては、むし歯のある子どもが多く、歯周病の子どももいる状況です。
- 大人のライフスタイルにあわせて就寝時間・起床時間が遅い、欠食や偏食をするなど、生活習慣や生活リズムが乱れている子どもの増加がみられます。
- 婚姻届出時に不妊治療に関する情報提供をしています。治療助成をする妊婦が増えています。

施策の方向性

- 妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や妊婦健康診査費用の助成、乳幼児・妊産婦の訪問事業を実施するなど、妊娠初期から乳幼児期まで地域担当の保健師が健康管理の支援と保健指導を適切に行います。
- 子育てに関する経済的負担の軽減として、妊婦健康診査費用の助成や乳幼児医療費助成を実施しています。今後も引き続き実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。
- 妊婦の口腔衛生及び生まれてくる子どもの歯と口腔の健康づくりのため、歯科検診及び保健指導の継続・実施します。
- 不妊治療に係る費用の一部を助成します。効果的な助成のあり方について検討するとともに、これから妊娠出産を考えている人に対して、望ましい生活習慣や妊娠に関する知識の普及を行い、不妊に関する啓発に努めます。
- 子ども・児童生徒の疾病予防のため、予防接種の勧奨及び情報提供を行います。今後も、継続して予防接種の勧奨及び啓発、情報提供を実施します。

主な事業

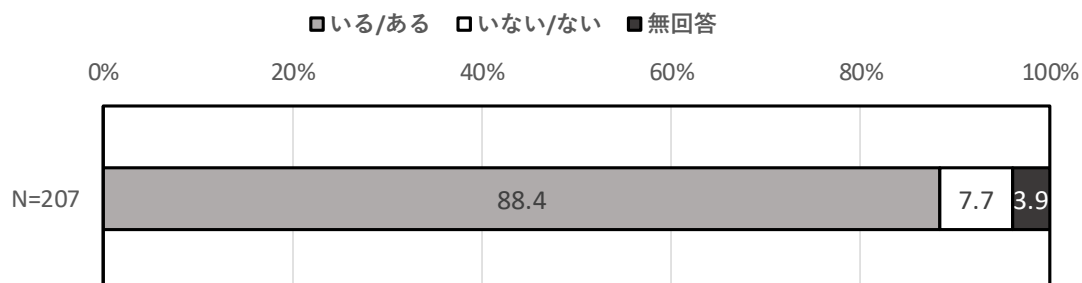
- ◆妊婦健康診査費用・通院費の助成（健診受診券 14 回分助成）
- ◆妊婦歯科検診の実施
- ◆産婦健康診査費用の助成（2 回）
- ◆新生児聴覚検査費用の助成
- ◆乳幼児・妊産婦の訪問事業の実施
対象：生後 1～2 か月の乳児全数、ハイリスク妊産婦、要経過観察児
- ◆乳幼児健康診査の実施（4～5 か月児・9～10 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児・4～5 歳児）
- ◆予防接種の実施
- ◆離乳食教室・食育教室の実施
- ◆歯科予防教室・フッ素塗布・フッ素洗口事業の実施
対象：保育所・小中学校の児童・生徒
- ◆子ども医療費助成
 - 中学校卒業前の子ども（無料）
- ◆乳幼児相談・妊婦相談の充実
- ◆母子保健歯科保健連絡会の定期開催

(2) 相談、情報提供、交流の場の充実

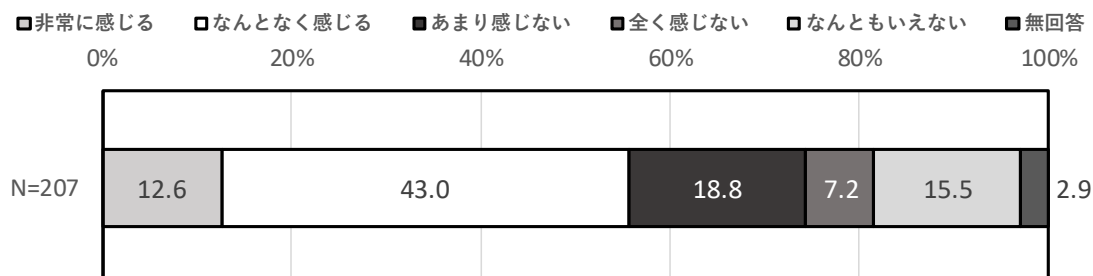
現状と課題

- 気軽に相談できる人、または場所があるかについて、「いない／ない」が約1割となっており、相談できる人や場所がない人も一定数いることから、保護者が悩みや不安を抱えたままにならないよう取組を進めていく必要があります。
- 子育てに関する不安や負担などを感じるかについて不安や負担を感じる人は5割以上となっており、不安や負担を感じている人が半数を超えていることから、育児不安や子育てに悩んでいる親が多い状況です。
- 子どもに関する相談だけでなく、保護者や子育て関係者、女性の就労・結婚・出産に関する相談など、総合的な情報提供・相談支援が求められています。
- ニーズ調査では、子育てに関する相談先や情報の入手先については、親族や知人・友人と回答する人が多くみられます。次いで、「保育所、学校」と回答している人もみられ、子どもの通い先のスタッフから情報を得たり相談したりしている状況もみられます。

■気軽に相談できる人、場所の有無

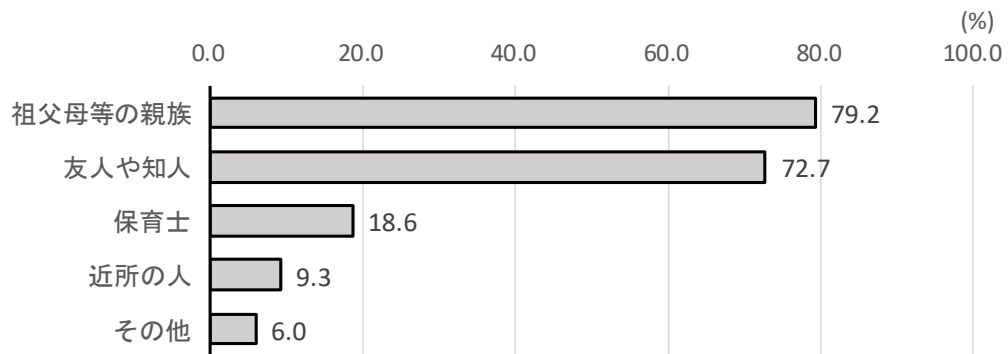


■子育てに関する不安感や負担などを感じるか



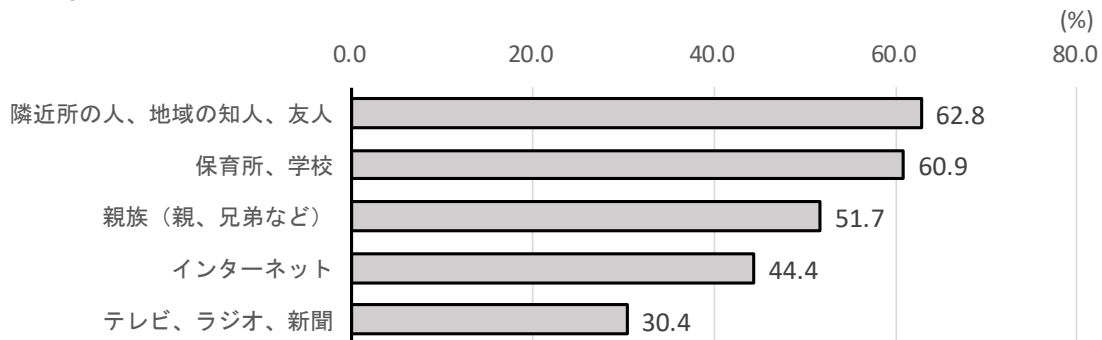
■子育てに関する相談先（上位5項目）

N=183



■子育てに関する情報の入手先（上位5項目）

N=207



施策の方向性

- 健康福祉課では常時、保健師が常駐して連携を図ります。
- 保育所や子育て支援センター等と連携をとり、子育て世代包括支援センター（子育てまると相談室）が中心となって、子育てに対する不安や悩みについての相談や研修会の開催、保護者同士の交流の場の提供などを行い、地域に密着した子育て支援の充実を図ります。
また、子育て支援センターにおいて、家庭における人間関係や子どもの養育に関すること等、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。子育て家庭が気軽に相談でき、悩みや不安の軽減が図れるよう相談体制の充実に努めます。
- 乳幼児・妊婦相談等において、それぞれの生活背景や状況に応じた個別指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。
- 子育て中の保護者が育児不安等に陥らないよう、保護者同士の情報交換や交流の場の提供に努めます。
- 保育所において地域の老人クラブ等と連携し、世代間交流を通して、地域の子育て機能の充実を図ります。
- 広報やホームページを通じ、子育てや子育て支援についての情報を提供します。また、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等の機会を活用し、子育てや子育て支援についてチラシ等を用いてわかりやすく情報を提供します。
- 母子健康手帳交付時に子育てまるとサポートファイル「はぐみん」を配布し、妊娠期から小学校入学まで切れ目ない支援を役場、保育園、教育委員会が連携をとりながら、子どもとその家族の方をサポートしています。

主な事業

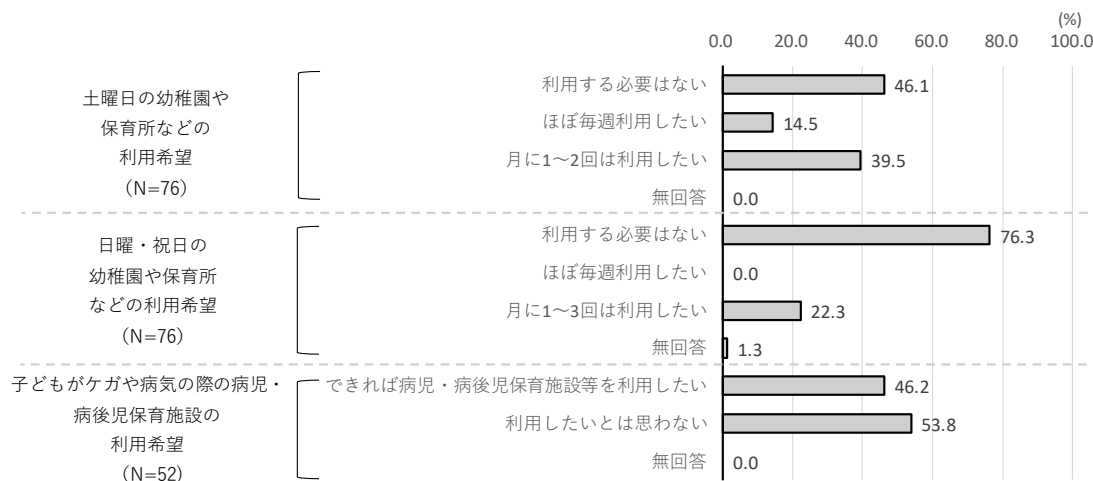
- ◆子育て支援センターの機能の整備・充実
- ◆相談・指導体制の充実
乳幼児・妊婦相談の実施（年6回）
- ◆子育てサロンの実施（月2回以上）
- ◆子育て講演会・研修会の実施（年1回以上）
- ◆支援センターだよりの発行（月1回）
- ◆世代間交流事業の実施
- ◆情報提供体制の充実

(3) 保育サービスの充実

現状と課題

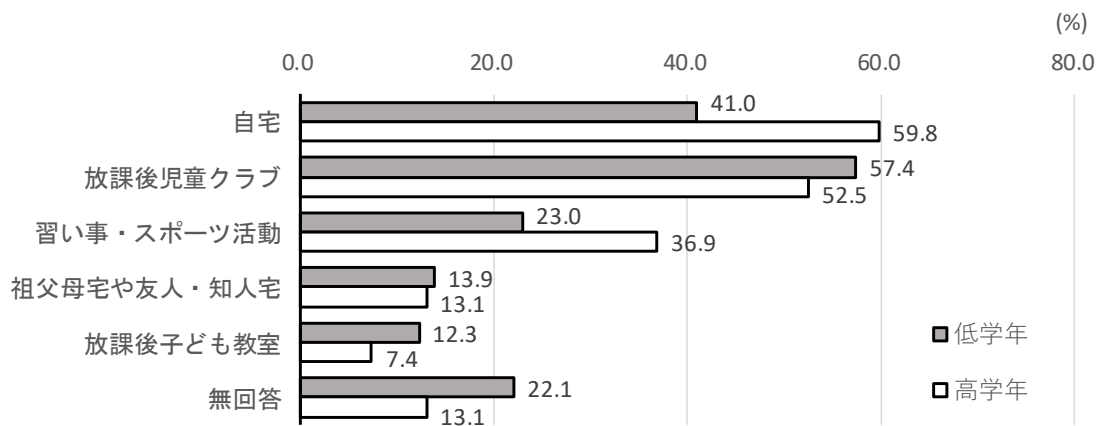
- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが求められています。
- ニーズ調査結果をみると、母親の就労状況は就学前では約9割、小学生では約9割の家庭が働いています。また、現在働いていない人のうち、今後就業を希望する保護者もみられることから、こうした保育ニーズに対応する保育サービスを充実していく必要があります。
- ニーズ調査結果をみると、保育所の利用について、土曜では約5割、日曜・祝日では約2割の利用希望があがっています。また、病児・病後児保育の利用希望は4～5割程度となっています。
- 核家族化や共働き世帯の増加により育児負担が増え、子育てにゆとりのない親が増えています。

■休日保育や病児・病後児保育の利用意向



■平日の放課後（小学校終了後）の過ごし方

N=122



施策の方向性

- 多様な保育ニーズへの対応として、延長保育、休日保育、一時保育の充実・実施を目指します。また、近隣の町内外の医療機関と連携をとり、病児・病後児保育の周知・充実をめざします。

主な事業

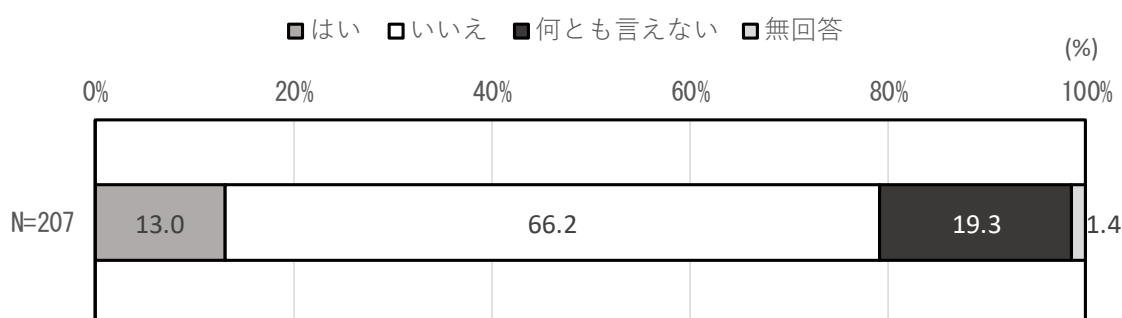
- ◆延長保育の実施
- ◆病児保育の周知、病後児保育の実施
- ◆一時保育の実施
- ◆保育料の軽減事業の継続（第1子から無料）
- ◆地域住民との交流事業の実施

(4) 要保護児童対策（児童虐待防止対策）の推進

現状と課題

- 児童虐待から子どもを守るためには、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- 被害を受けた子どもの保護や立ち直りに向けたカウンセリング支援など、切れ目のない総合的な対策を講ずることが大切です。
- ニーズ調査結果では、子どもを虐待しているのではないかと思う人が約1割となっています。
- 児童虐待に関しては、乳幼児健康診査や乳児訪問などのあらゆる機会を利用して、早期発見に努めています。虐待のハイリスクがあるケースは、随時関係者が集まってケース検討会を実施しています。

■ 子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか



施策の方向性

- 保護者だけでなく住民に「しつけ」と「虐待」について正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査や乳児訪問などの母子保健活動や相談業務をはじめ、学校、保育所等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止や親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。
- 町の関係機関のほか県央保健所、小・中学校長会、児童相談所、保育所長会、民生委員児童委員、主任児童委員、警察署等で要保護児童対策地域協議会を設置しており、引き続き子どもへの虐待の予防や早期発見に取り組むとともに、適切な保護を行うための情報や認識の共有化を図ります。

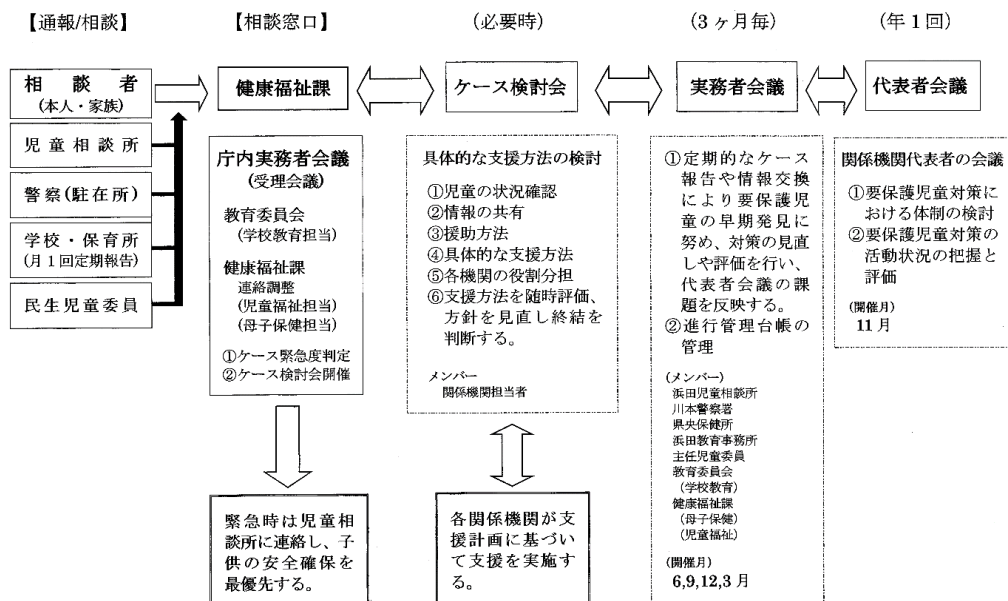
施策の方向性

- 行政と関係機関・団体等で構成される要保護児童地域対策協議会実者会議において、情報の共有、連携を図る中で、児童虐待の未然防止、早期発見、効果的対応を行います。
- 子どもたちの健やかな育ちに何よりも大切なのは「安心・安全」の環境です。11月は児童虐待防止推進月間のため、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など、取り組みを集中的に実施し虐待防止に努めます。

主な事業

- ◆相談体制の整備
- ◆児童虐待防止ネットワークの体制整備
- ◆要保護児童対策地域協議会の開催
代表者会議：年1回、実務者会議：3か月に1回、ケース検討会：随時
- ◆虐待の予防・早期発見
- ◆被虐待児へのフォロー体制の確立
- ◆児童虐待防止やDV防止の啓発
➢ 児童虐待やDVに関する正しい知識の普及
(広報・チラシ・ホームページ、オレンジリボンキャンペーン)
- ◆児童虐待やDVの相談窓口の周知
➢ 児童虐待やDVの相談窓口について広報やホームページにより周知

■美郷町要保護児童対策地域協議会の運営（児童家庭相談援助の流れ）



(5) 障がい児施策の推進

現状と課題

- 障がいや発達に支援が必要な子どもが、それぞれの障がいや発達の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、社会参加をするために必要な力を培い地域で安心して生活できるよう、専門家の協力を得ながら一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 発達に課題を感じる子どもが増えています。
- 発達障がいについては、子育てまるとサポートファイル内に関係資料を入れていきます。3歳児健診時に資料の説明、4～5才児健診ではDVDの視聴とパンフレットを配布し、正しい知識の普及に努めています。社会的な理解が十分になされていないことや発達障がいであることを認められない、声をあげられないといった保護者の現状もあります。そのため、発達障がいに関する適切な情報の周知が必要です。
- 人とのコミュニケーションが苦手な子どもが増えています。
- 本町では、乳幼児健康診査の実施などにより、発達に支援が必要な子どもの早期発見に努めています。また、発達クリニックを年3回開催しています。

施策の方向性

- 障がいや発達に支援が必要な子ども等の早期発見を図るため、乳幼児健康診査や訪問などによる個別指導や巡回教育相談など継続した支援に取り組みます。また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行うよう努めます。
- 障がいのある子どもの発達促進を行うとともに、児童デイサービスや個別療育などの自立支援サービスの利用を支援します。
- 身近な地域で安心した生活を送れるようにするため、障害福祉や学校教育と連携して乳幼児期から成人に達するまでの発達段階に応じた支援や、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援を行います。
- 子どもの発達の遅れに不安を持つ保護者を対象として、医師等が助言や個別相談を行います。
- 発達障がいについて、引き続き健診の場での周知と今後は社会全体で十分に理解がなされるよう、ホームページやパンフレット等を通じて、理解の促進に努めます。合わせて、発達クリニックや発達相談事業など相談や支援機関の周知を図ります。

主な事業

- ◆相談窓口の設置
特別児童扶養手当・療育手帳・身障手帳など
- ◆発達クリニックの実施（年３回）
- ◆自立支援サービスの利用支援
児童デイサービス・個別療育
- ◆訪問などによる個別指導や相談など支援の継続実施
- ◆乳幼児健康診査の充実
- ◆発達相談事業（巡回教育相談会）の実施
- ◆発達障がいに関する意識啓発の推進
- ◆医療費及び精密検査費用の助成の推進
- ◆障がいのある子への総合的な支援の充実
- ◆障がいのある子の家族への支援の推進

(6) ひとり親家庭への自立支援

現状と課題

- 社会環境の変化や生活環境の多様化などにより、離婚や未婚での出産が増加し、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭においては、子育てをしていくうえで、経済力が十分でない、家事・育児に十分時間がとれないなどの困難を抱える家庭もみられます。
- 現在、本町では、児童扶養手当の支給やひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施等、家庭負担の軽減に努めています。

施策の方向性

- ひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。このため、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、生活困窮部署と連携をとり困窮家庭の早期発見や相談体制の充実を図るため、社会的自立に必要な情報の提供を行います。
- 児童扶養手当の支給やひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施等、引き続き事業を実施し、家庭負担の軽減に努めます。

主な事業

- ◆相談窓口の設置（母子自立支援相談員の設置）
- ◆ひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施
自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進給付金
- ◆母子・寡婦福祉資金貸付制度利用のための支援
- ◆児童扶養手当の支給（ひとり親家庭対象）
- ◆ひとり親家庭小中学校入学卒業準備金支給事業

(7) 子育てに適した生活環境の整備

現状と課題

- 美郷町は、山間部に位置しており、人の目が届きにくい場所もあるため、地域の子どもは地域で見守るという目的のもと、地域防犯パトロール隊による見守り活動を展開しています。
- 子どもを交通事故や犯罪などから守るため、保育所や学校、関係機関と連携した子どもへの交通安全教育の推進や地域住民による子どもの登下校時の見守り等を実施し、子どもの安全の確保に努めています。
- 交通安全意識を高めるため、交通安全教育を推進していくほか、妊産婦やベビーカー使用者への配慮などの理解を深める「心のバリアフリー」の取組等を行うことが大切です。
- 通学路の整備や段差の解消、カーブミラーを設置するなどの安全のための環境整備にも努めています。

施策の方向性

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯体制の確立が必要であり、地域社会や学校、警察など関係機関が連携・協力し、情報の交換・提供に努めます。また、地域防犯パトロール隊による見守り活動を引き続き実施し、地域の犯罪防止に努めます。
- 保育所の危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。
- 子どもが日常生活において安全を確保されるよう、子どもが安心して通れる通学路など道路環境の整備や地域住民の見守りにより、交通事故防止に努めます。
- 小学校の入学児童や保育所の入所児童を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。
- 安心して安全に暮らせるまちづくりに向け、関係機関・団体との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。
- 妊産婦、乳幼児をつれた人、高齢者や障がい者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を行うなど公共施設の整備を推進します。
- ユニバーサルデザインの視点に立ち、ハード面、ソフト面ともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を推進し、町民の利便性の向上や安全確保に今度も努めます。
- 公共施設等においてベビーチェアの設置等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

主な事業

①交通安全対策の充実

◆安全な道路環境の整備

通学路の除雪や除草の実施

◆交通安全施設の整備

通学路における危険箇所へのカーブミラーや防犯灯の設置

◆交通安全運動の推進

関係機関の協力による交通安全パレードの実施

立哨活動の実践

交通安全教室の実施

自転車利用者への啓発活動の実施

◆チャイルドシートの利用促進

②防犯体制の充実

◆「子ども 110 番の家」の推進

◆「みさとパトロール隊」の推進

地域防犯パトロール隊の見守り活動の支援

◆学校・保育所、放課後児童クラブの危機管理体制の確立

③外出しやすい環境づくり

◆バリアフリー化の推進

ベビーチェアの設置

◆ユニバーサルデザインの推進

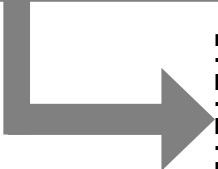
④子育てに適した住宅の確保

◆子育てに適した住宅の確保

基本目標 2

子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

- 
- (1) 遊びや余暇活動の充実に向けた支援
 - (2) 教育環境の充実
 - (3) 心身の成長と自立に向けた支援
 - (4) 食育の推進

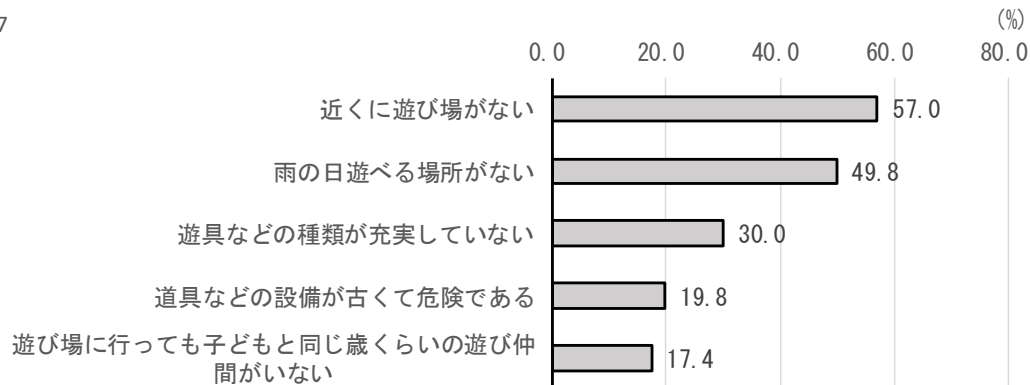
(1) 遊びや余暇活動の充実に向けた支援

現状と課題

- メディアの多様化により子どもの外遊びの時間が減っています。子どもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、学校の授業以外にも日々の遊びや自然体験など、様々な体験を積んでいくことが大切です。
- 核家族化の進行などによる地域内交流の希薄化は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、児童が自主的に参加し、遊びや学習を始め、様々な体験活動や地域住民との世代間交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進する必要があります。
- ニーズ調査では、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」と回答する割合が高くなっているほか、「遊び場周辺の道路が危険である」、「遊具など設備が古くて危険である」と感じている意見もあがっており、安心・安全な遊び場の充実が求められています。

■家の近くの子どもの遊び場について、日ごろ感じていること（上位5項目）

N=207



施策の方向性

- 子どもたちが様々な体験を通じて協調性や思いやりの心などを育めるよう、自治会や老人会など関係機関との協力により、各地域の隣保館や公民館で子どもたちと地域の住民との世代間交流事業（地域ぐるみの子育て）を推進します。
- 図書ボランティアによる小学校や保育所での定期的な読み聞かせや図書館による子どもたちの体験活動を開催し、年齢の異なる子ども同士の交流の場を設け、子どもがコミュニケーション力や協調性などの社会性が身につくようよう支援します。
- ふるさと教育を教育委員会とともに推進します。

主な事業

- ◆森林や里山の保全と活用
- ◆河川の保全と活用
- ◆施設開放の推進
- ◆各地域の隣保館や公民館での世代間交流事業の実施
- ◆地域子ども教室推進事業の推進
- ◆スポーツ活動の推進
 - 子どもたちを対象としたスポーツクラブの支援
- ◆美郷町立図書館の活用（みさと本の森）
 - ボランティアによる読み語りの実施
 - 小学校や保育所での定期的な読み語りの実施

(2) 教育環境の充実

現状と課題

- 次世代を担う子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう、学校の教育環境等の充実を図っていく必要があります。
- 本町においては、中学校区ごとにコーディネーターを配置し、小中9年間を通した系統性のあるふるさと教育を、学校教育と社会教育が連携して展開するようにしています。
- 近年、学力や運動能力の低下、不登校など、学校が抱える様々な問題が顕在化しており、地域や保護者、関係機関が連携し、信頼できる開かれた学校づくりを行うとともに、社会総がかりで子どもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。

施策の方向性

- 子どもたち一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、自立心と社会性を育むことができるよう、保育・教育内容を充実します。
- 次代の担い手である子どもを、社会の変化の中にあっても力強く生きていけるよう育成するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。
- ふるさと教育の実践を図るため、総合的な学習の時間などを活用し、より探究的な課題に取り組むなど内容の充実に努めます。
- 小中学校で一人一台のタブレット配備を行うなど学校ICTの環境整備はほぼ完了しました。今後はこれらのICT機器を活用し、「個別最適化」された学習環境をめざします。
- 児童生徒にしっかりとした勤労観や職業観を身につけさせるため、キャリア教育の推進を図ります。また、職場体験で学習したことを日常生活に結びつける取組を推進します。
- 外国語指導助手（ALT）等の活用により、児童生徒が楽しみながら英語を使用したり、外国の生活や文化等に慣れ親んだりする等の学習を通して、英語学習への意欲を高めるとともに、多様な人とのふれあいを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力を養います。
- 保育の目標や求める成果を明確化し、計画を立て保育技術と質の向上を図ります。
- 安全を確保した上で、地域とともに、開かれた学校づくりを行います。

施策の方向性

- 保育所と小学校間の連携を図るため、合同で研修できる場や交流を図れる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行います。
- 子育てに関する親の不安を解消し、よりよい親子関係を築くために「親学」を実施します。
- 学校が取り組んでいるノーメディアの日を協力して推進していきます。

主な事業

- ◆ 体験学習や交流事業の実践
 - 保育所において、野菜づくりや餅つきなどを通して地域の方との交流を図ります。また、高齢者介護施設への慰問を実施します。
 - 小学校において、総合学習として農作業の体験学習や地域資源を生かしたふるさと学習を実践します。
- ◆ ICTを活用した教育の推進
 - 町内の小中学校すべてに1人1台タブレットを整備、各教室に50型大型テレビを整備
 - ICT指導員を2名配置
- ◆ 特色ある小・中学校教育の推進
- ◆ 小学校と中学校の連携、情報共有
- ◆ 学校と地域の連携、情報共有
- ◆ ふるさと教育・キャリア教育の推進
- ◆ 英語教育の推進
- ◆ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による学びの充実
- ◆ 教育相談の実施
 - 保育所・学校と連携し、保護者・教員を対象に専門家による教育相談会を実施
- ◆ 保育評価の推進
- ◆ 学校評価の推進
- ◆ 特別な支援が必要な子どものための教育的支援の推進（学習支援員）
 - 普通学級に在籍する広汎性発達障がいや自閉症など、特別支援を必要とする児童に適切な教育支援を実施するため、教員免許を持つ学習支援員を各学校へ配置（小学校4名、中学校3名）
- ◆ 就学前教育・保育と小学校の連携

(3) 心身の成長と自立に向けた支援

現状と課題

- 地域と学校との連携・協力により、子どもや家庭における不安や悩みに早期に対応できる相談体制、指導体制の充実が必要です。
- 中学生、高校生等の次代を担う子どもが、家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、子育てについて学べる場の充実が求められています。
- 大人への移行期である思春期は、心と体が大きく揺れ動く時期です。携帯電話やパソコンなどの普及によって情報の入手手段が多様化し、それが思春期の好奇心と相まって、性の問題の低年齢化、未成年の喫煙、飲酒などが増えています。
- 情報の氾濫により、本町においても有害な情報が目に触れやすくなっています。
- 学習障がいや情緒障がいなど、特別な支援を必要とする子どもや、家庭環境に問題を抱える子どもの増加がみられます。
- 視力の面で1.0以下の小学生が増えています。

施策の方向性

- 子どもが自らの心と体を大切にし、相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及、意識啓発を行います。
- いじめや不登校などの様々な悩みに対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談体制の充実をさらに図り、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 思春期特有の心身の問題や、性感染症予防、喫煙、飲酒、薬物乱用など問題解決に取り組むため、学校や保健所等と連携し、学習会を開催します。
- 中学生・高校生に対し、母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心を育めるよう、乳幼児とふれあえる場の提供に努めます。また、誤った情報による性知識や、それに伴う行動による妊娠や中絶、性感染症、さらには不妊などを防ぐため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行います。また、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。
- ノーメディアデー・週間などを設定して、親子でメディアの正しい使い方を考える機会を設けます。
- 子どもたち視力低下防止のため、スマホ・ゲームの利用に関する意識啓発を行います。

施策の方向性

- 本町では各学校において概ね各学期に一回教育相談の日を持ち、児童生徒一人ひとりに相談を行う機会を設けています。また、美郷町特別支援教育連携協議会の相談スタッフを中心とした教育相談会を開催し、保護者かや教員から相談を受け、早期からの支援ができるように努めています。
- 本町では中学生と乳幼児がふれあう場を設け、命の大切さや子どもを産み育てることの意義を考える機会をつくっています。

主な事業

- ◆中学生と乳幼児のふれあい場の検討
- ◆思春期保健対策の充実
 - 児童や生徒を対象に学校や保健所と連携し、生命や性・性感染症予防、薬物、喫煙についての学習会を実施
- ◆子どもを対象とした相談体制の充実
- ◆有害環境対策の推進
- ◆人権学習・ボランティア活動の実施
 - 隣保館や公民館と連携し、学校を中心に人権学習や子どもたちによるボランティア活動の実践



(4) 食育の推進

現状と課題

- 幼児期から小中学生は家庭や保育園、小中学校において様々な食育の取り組みを継続しており、4つのお皿のバランス食を知っている子どもが多く、幼少期からの食育の取り組みが重要であり、継続していく必要があります。
- 伝承料理を味わったことがない、食べたことはあるが作ったことがない子どもや親が増えてきています。世代間交流も含めた親子で体験し、ふるさとの味を伝えていく必要があります。
- 20～60歳代は食事バランスについて知らない割合が高く、また特に20代30代の朝食欠食率が特に高い状況です。この世代は子育て世代でもあり、子どもの食生活にも悪影響を与えることになるため、若年層に食の大切さについて積極的に伝えていく必要があります。
- 高齢者において、特に男性は食に関心が低いことやまた男女ともに適切な塩分摂取を心がけている人が減っています。血压管理や様々な生活習慣病にも影響を及ぼすため、適切な塩分摂取についての普及啓発が繰り返し必要です。

施策の方向性

- 食生活改善推進協議会と連携しながら生涯にわたる食育の推進
 - 保育園、小中学校における食育教室を食生活改善推進協議会が中心となって継続実施していきます。保護者への効果的な情報提供も繰り返し行っていきます。
 - 特に20～30歳代に対して「4つのお皿のバランス食」について、適正体重と合わせて積極的に啓発していきます。
 - 高齢者に対して、低栄養、ロコモ予防も含めた啓発をしていきます。
- 心を育むふれあいと食文化の継承の推進
 - 家族や友人等と食事を楽しむことの大切さについて継続して啓発していきます、また地域の事業で共食の機会の増加を推進します。
 - 行事食や郷土料理を「郷土料理集」を活用して、学校・保育所・食生活改善推進協議会が連携をとりながら次世代に伝えていきます。
- 体験や交流による地産地消と安心安全な食の推進
 - 保育園、小中学校、町内の生産者と連携をとり、栽培、収穫体験を通じて食に関心を持てるように、また地元の農産物に対する理解が深まるよう継続して推進していきます。

施策の方向性

- 地元の食材をより一層利用するために、今後も継続して学校給食での農産物の利用を推進していきます。
- 「美郷のおいしい日」の取り組みについて、より多くの方に知ってもらうためにホームページ等で今後も積極的に啓発していきます。

主な事業

◆保育園における食育の推進

- 町が作成した「4つのお皿のランチマット」を給食時に活用
- 昼食展示を毎日実施し(降園時)、保護者への(食事バランスや1回量)の啓発
- 参観日などを活用した食育教室の実施
- 菜園づくり

◆小・中学校における食育の推進

- 地域の方の協力のもと野菜などの栽培、収穫体験の実施
- 小中学校や自治会、公民館と連携し、郷土料理や弁当作り等調理実習の実施
- 給食の時間に校内放送にて食材の提供者(地元の生産者)の紹介

◆地域における食育の推進

- 自治会や食生活改善推進員などと連携した男性の料理教室の開催
- 地域の健康教室においても「4つのお皿のランチマット」を活用したバランス食の啓発
- 特定健診及び事業所健診の会場で、嗜好食品・嗜好飲料の現物とそれに含まれる塩分量や油量、砂糖量の展示
- 広報やIP告知放送において啓発

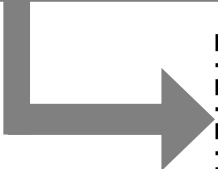
◆地産地消の推進

- 調理実習や学校給食における地元の農作物の利用促進
- 年3回「美郷のおいしい日」を実施(保育所・小学校・中学校において地元食材を使った献立)

基本目標 3

地域ぐるみで子育てをするまちづくり

基本目標3 地域ぐるみで子育てをするまちづくり

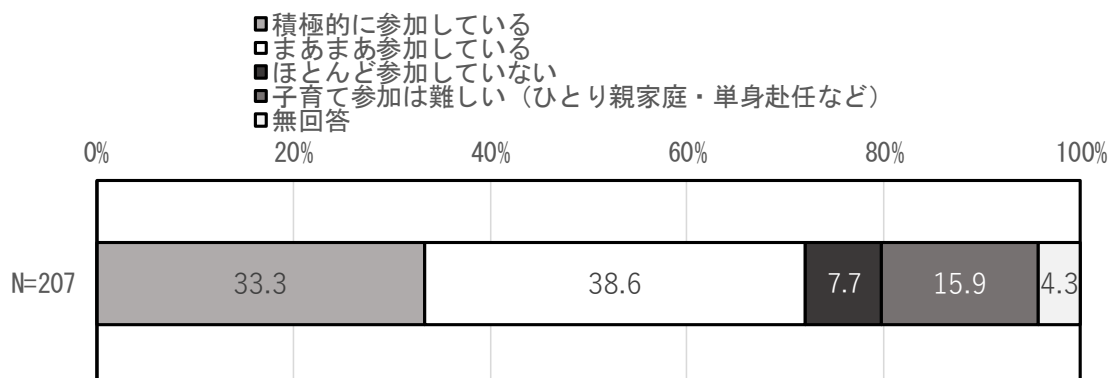
- 
- (1) 子育て・子育てを支える意識づくり
 - (2) 地域による支援活動の促進
 - (3) 子育てしやすい就労環境づくり

(1) 子育て・子育てを支える意識づくり

現状と課題

- 本町では、子どもの登校時に実施されているあいさつ運動を通して、地域ぐるみで子どもの健全育成に努めています。
- ニーズ調査をみると、配偶者の子育てへの参加状況は約7割が参加しています。
- 女性の社会参加が進んでいく一方で、男女の固定的な役割分担意識の解消はまだ十分とはいえません。どちらかに子育て・家事が偏ることなく、男女が共に仕事と家庭のバランスを保って役割を担っていくことが求められています。
- 本町では、主に乳幼児から中学生の保護者を対象に親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すことを目的に県が作成した「親学プログラム」を活用した研修を行っています。「親学プログラム」では参加型学習の様々な手法を用いて、参加者同士が交流しながらともに活動する内容となっています。

■配偶者の子育てへの参加状況



施策の方向性

- 美郷町男女共同参画計画に基づく男女共同参画意識の普及・啓発を推進します。
- P T Aの保護者や役場職員を中心とした「あいさつ運動」を引き続き実施し、地域であいさつが習慣となるよう推進します。
- 生きる力と社会性のある子どもを育成するための家庭における教育力を養うため、啓発活動の実施や学習機会の提供に向けた支援に努めます。

主な事業

- ◆子育て・子育て支援に向けた意識づくり
- ◆家庭での教育力の育成
- ◆「あいさつ運動」の推進
 - P T Aの保護者や役場職員を中心とした「あいさつ運動」の実践
- ◆男女共同参画社会の推進
 - 美郷町男女共同参画計画に基づき男女平等と役割分担の意識の普及

(2) 地域による支援活動の促進

現状と課題

- 子育てサポーターの登録者数が少なく、登録推進に向け取り組む必要があります。
- 「地域」による教育力の向上においては、地域住民や関係機関との協力のもと活力ある地域づくりを進めるとともに、地域の子育て力を育成していくことが大切です。
- 本町では、民生委員児童委員や読み聞かせをするサークルなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。
- 本町においては、社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを中心としてボランティア活動が展開されています。子育ての基礎的知識を習得する研修を行ったうえで子育てサロン活動を行っているボランティア団体もあり、今後も引き続き実施される予定です。
- 町内には豊富な知識や経験を持つ高齢者が多く、地域の老人クラブなどにより、保育所や小学校児童との世代間交流や農業体験が行われています。
- 民生委員児童委員の方による「あいさつ運動」を大和地域では毎月1日と15日、邑智地域では毎月15日に行われています。(7月は小学校の終業式まで、11月は毎日)

施策の方向性

- 児童及び保護者の交流やネットワークづくりを推進するため、PTA連合会や老人クラブと協力しながら世代間交流を推進していきます。
- 教育委員会・PTA連合会・公民館と連携して講演会・研修会などを開催し、保護者や地域住民、教育機関などが連携しながら子育てを支援するネットワークの形成をめざします。
- 保護者だけに子育てを任せるのではなく、町内の各地域で、子育てを終了した人や高齢者などの知識や経験も含めて、地域住民が子どもたちの心身共に健やかな育ちを見守り、子育てを支援する地域づくりを積極的に進めていきます。
- 本町では子育てサポーターによる子育て家庭への家事支援等を行っています。民生委員への声かけや広報に募集の掲載などをし、子育てサポーターへの登録推進に向け取り組んでいきます。

主な事業

- ◆町内外の各関係機関と連携して子育て支援ネットワークを構築（P. 61）
- ◆高齢者など地域グループの実施する世代間交流を支援
- ◆美郷町次世代育成支援対策協議会の開催
- ◆美郷町健康づくり推進協議会の開催
- ◆母子保健歯科保健連絡会の開催
- ◆地域ぐるみでの子育て支援の積極的参加を呼びかけ
- ◆子育てサポーターによる子育て家庭への支援

みさと
とと。

MISATO TOWN
SHIMANE



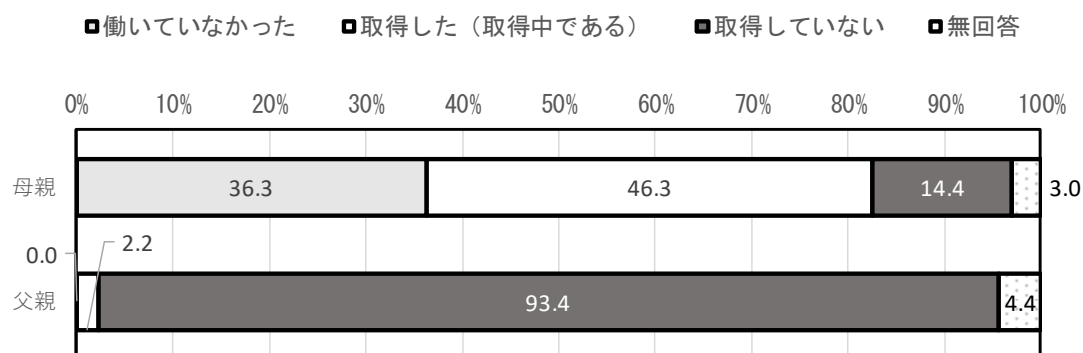
(3) 子育てしやすい就労環境づくり

現状と課題

- 本町における女性の就業率は、どの年齢層においても、国・県と比較して高い水準となっています。
- ニーズ調査をみると、育児休業を母親の5割近くが取得しているのに対し、父親の取得は2%となっています。
- 仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることに「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が上位意見としてあげられています。
- 働きながら子育てできる家庭づくりに向けて、企業のワーク・ライフ・バランスへの意識を高め、制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要です。
- 本町においても、今後、事業者に対し、一般事業主行動計画を策定するよう国、県と連携して周知・啓発していく必要があります。

■育児休業制度の利用状況

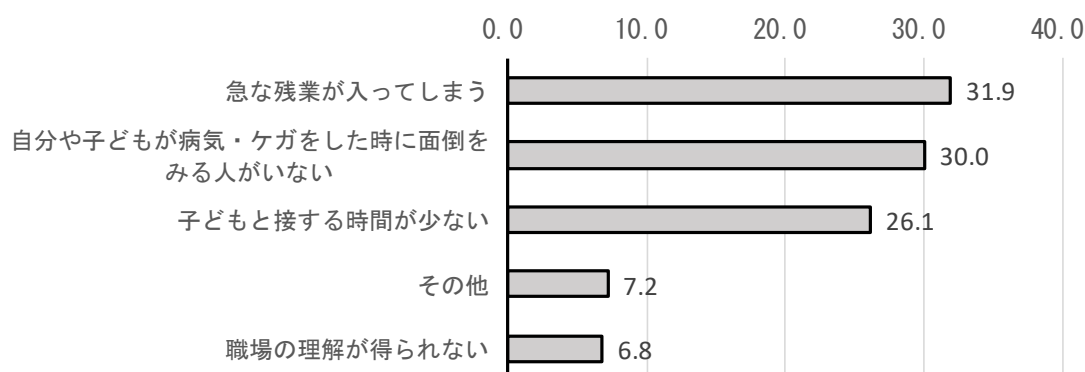
母親 (N=202) 父親 (N=181)



■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

(N=207)

(%)



施策の方向性

- 事業所に対して男女の雇用機会の均等や子育て支援に関する制度の周知を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざします。
- 子育てによって離職した母親の再就職の促進を図るため、関係機関と連携し、再就職に関する情報提供を行います。
- 制度の普及・啓発に関し、パンフレットや文書などの掲示、配布だけではなく様々な角度から職場や町民へ働きかけを行い、理解を深められるようさらなる普及・啓発に努めます。
- 女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。
- 父親も子育てに関する知識を学んだり、十分に情報が得られるよう、各種講座や講演会等を実施し、学習機会の提供に努めます。

主な事業

- ◆関係法制度の普及・啓発
- ◆一般事業主行動計画策定の呼びかけ
- ◆労働時間の短縮・柔軟化等の促進
- ◆父親向け子育て学習機会の提供
- ◆女性の再就職支援
- ◆若者定住住宅の建設
- ◆保育サービスについての情報提供
- ◆放課後児童クラブ・放課後子ども教室の継続実施



第4章 子ども・子育てを取り巻く現況

1

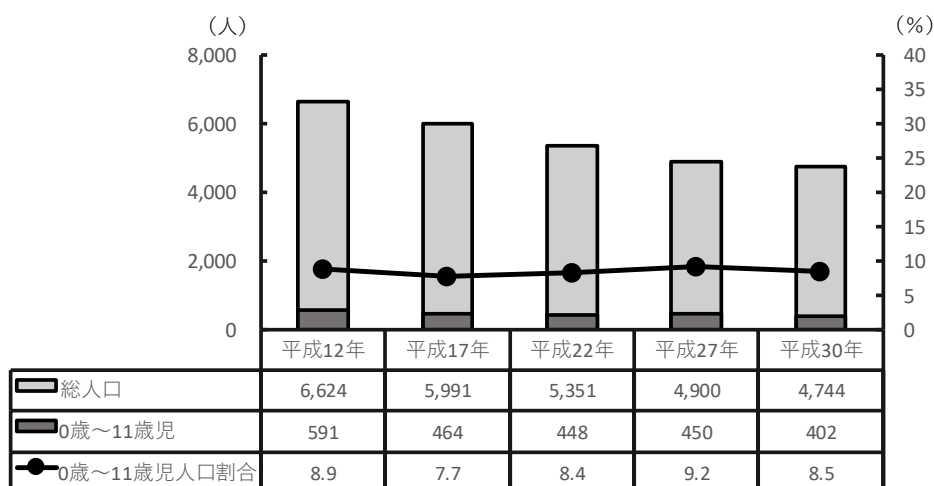
少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口と児童人口の推移

国勢調査と住民基本台帳による美郷町の総人口は、平成12年以降減少傾向で推移しています。0歳～11歳児の人口も同様に減少しており、平成12年と平成30年を比べると189人の減少となっています。

■総人口と児童人口の推移

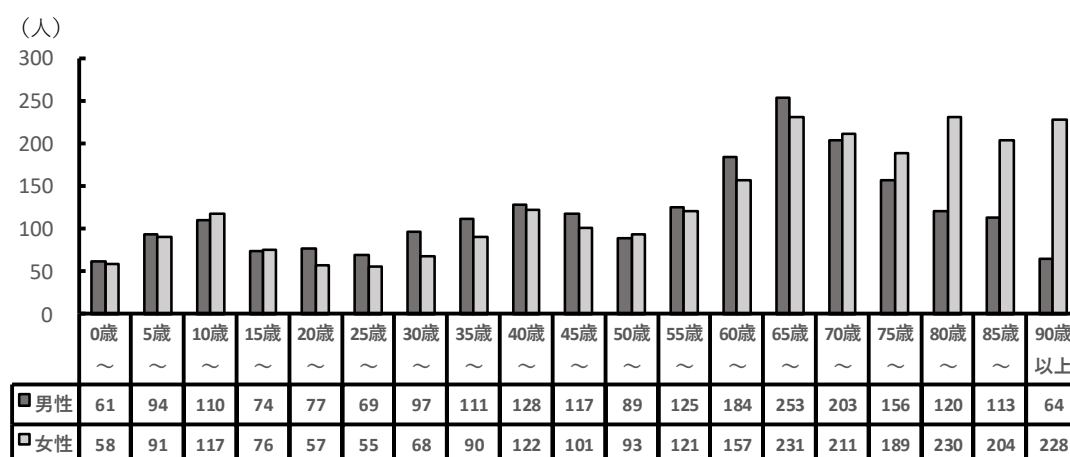


資料：国勢調査（平成12年～平成27年）、住民基本台帳（平成30年）

② 年代別人口構成

平成30年10月現在の人口は、男性2,245人、女性2,499人となっています。

■年代別人口構成（5歳階級）

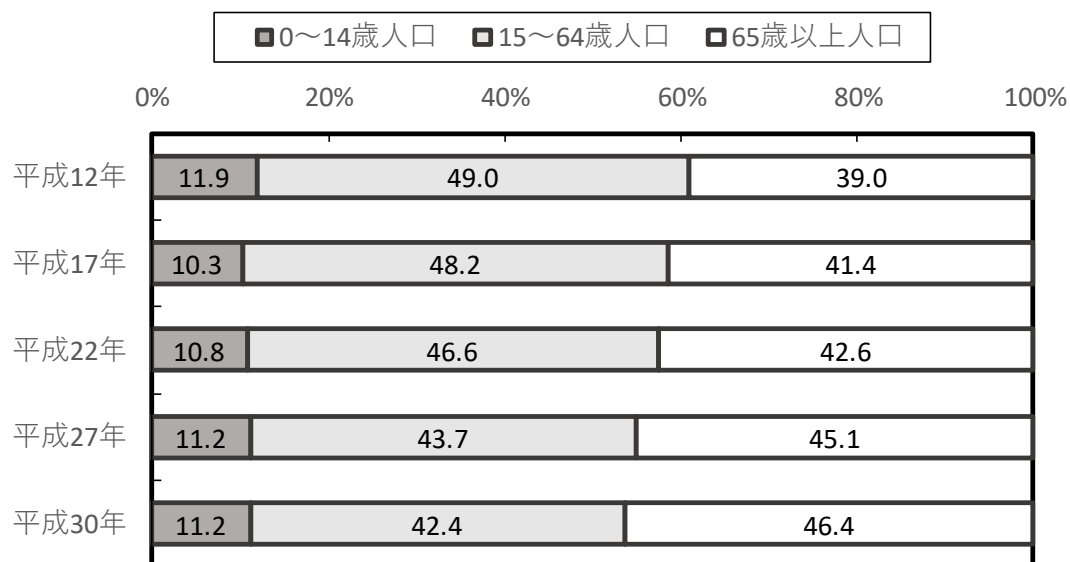


資料：住民基本台帳

③ 年齢3区分人口比の推移

国勢調査と住民基本台帳による美郷町の人口を、0～14 歳（年少人口）、15～64 歳（生産年齢人口）、65 歳以上（高齢者人口）の3区分人口比率でみると、0～14 歳人口は大きな変動はありません。15～64 歳人口は減少傾向で推移していますが、65 歳以上人口は増加傾向にあり、平成 27 年以降では5割近い割合となっています。

■ 年齢3区分人口比の推移



資料：国勢調査（平成 12 年～27 年）、住民基本台帳（平成 30 年）

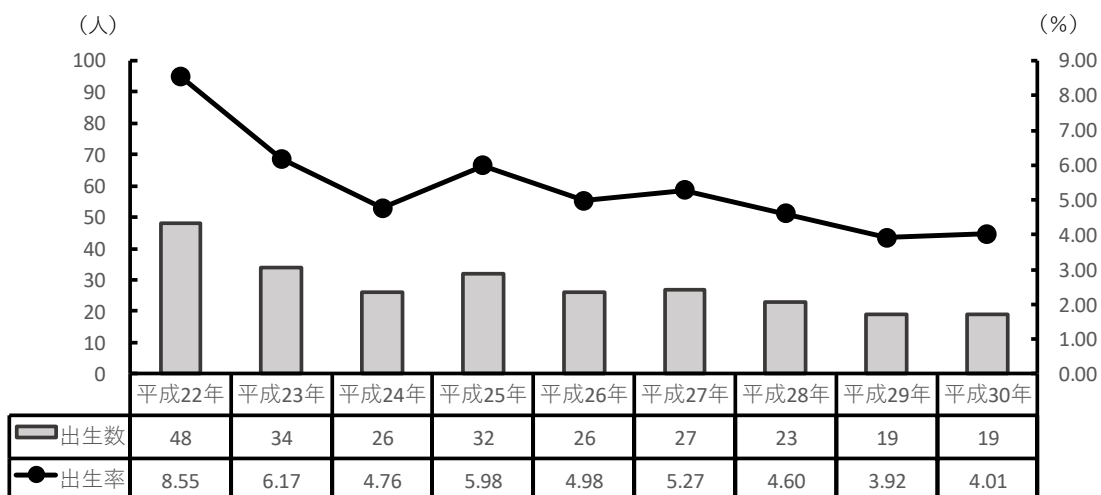
単位：％

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 30 年
0～14 歳人口	11.9	10.3	10.8	11.2	11.2
15～64 歳人口	49.0	48.2	46.6	43.7	42.4
65 歳以上人口	39.0	41.4	42.6	45.1	46.4

(2) 出生の動向

人口動態統計による美郷町の出生数は、平成22年以降減少傾向にあります。出生数を住民基本台帳による総人口と照らし合わせ、出生率を算出すると、平成30年では4.01%という状況にあります。また、合計特殊出生率は、国と比べると最近では大きな差はなくなり、平成30年でみると国1.42、町1.45となっています。

■出生数と出生率の推移



資料：町が把握（出生届出数）、住民基本台帳（10月1日現在の人口）

※出生届出数：転入転出は含まない

■合計特殊出生率の推移



資料：町が把握（出生届出数）、住民基本台帳（女子人口）、人口動態統計（県・国）

※出生届出数：転入転出は含まない

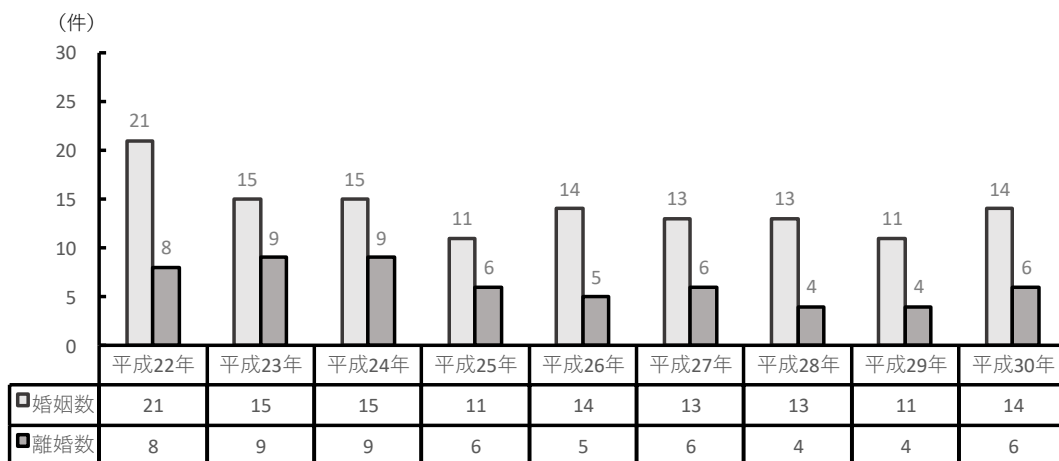
(3) 婚姻の動向

① 婚姻数・離婚数の推移

人口動態統計による美郷町の婚姻数・離婚数をみると、婚姻数・離婚数ともに大きな変動はなく、婚姻数は平成22年から平成30年では11件から21件の間で推移しており、離婚数は平成22年から平成30年では4件から9件の間で推移しています。

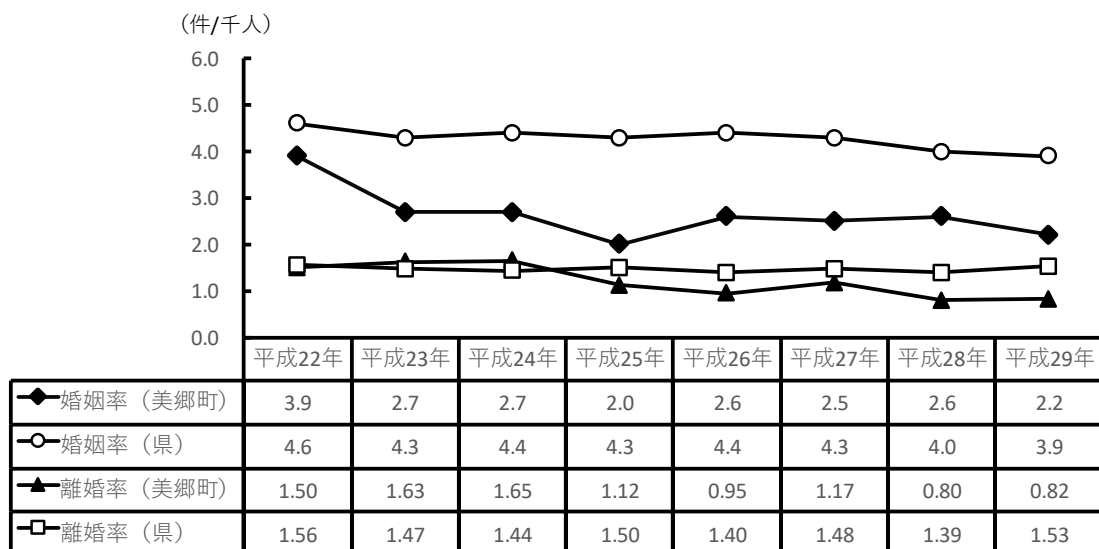
また、婚姻率・離婚率に関しても、直近5年間でみると大幅な変動はありません。

■婚姻数と離婚数の推移



資料：町が把握

■婚姻率と離婚率の推移

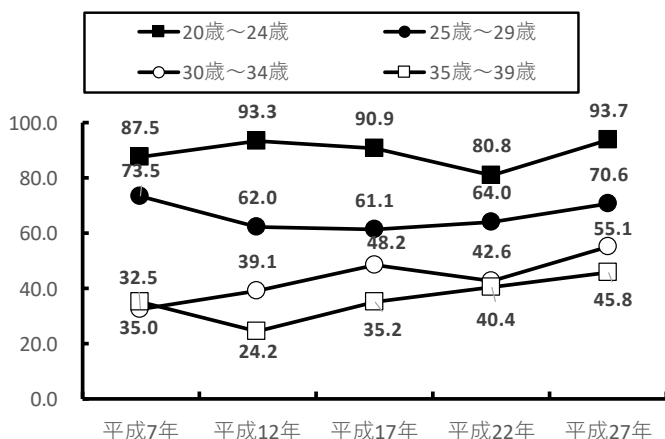


資料：町が把握、人口動態統計（県）

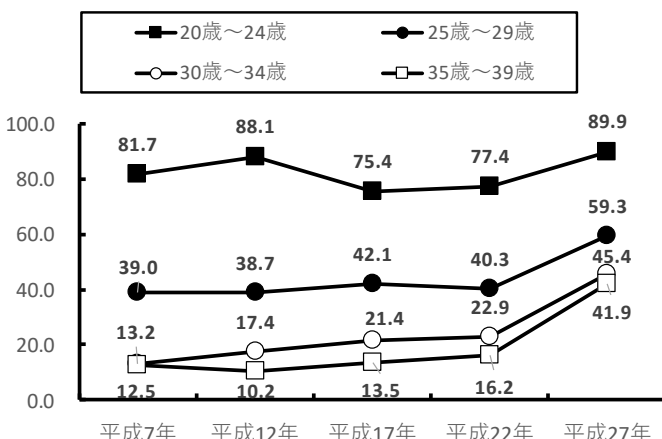
② 未婚率の推移

国勢調査による美郷町の未婚率の推移をみると、男性・女性ともに平成 22 年から平成 27 年においてどの年齢も未婚の割合が増加しています。男性・女性ともに未婚化・晩婚化の進行がうかがえます。

■未婚者の推移（男性）



■未婚者の推移（女性）



資料：国勢調査

（４）学校児童数の推移

美郷町には平成 31 年度現在、小学校が 2 校、中学校が 2 校設置されています。小学校の児童数は平成 29 年度に増加するも、平成 27 年度から平成 31 年度でみると減少傾向で推移しています。中学校の生徒数は平成 27 年度以降増加傾向で推移しています。

■小学校児童数の推移

単位：人

学校名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
邑智小学校	191	188	198	178	178
大和小学校	62	64	68	66	65
合 計	253	252	266	244	243

■中学校生徒数の推移

単位：人

学校名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
邑智中学校	67	72	74	84	90
大和中学校	27	28	30	27	28
合 計	94	100	104	111	118

(5) 人口の将来推計

住民基本台帳をもとに、令和2年令和6年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、児童人口は、令和6年度まで一貫して減少することが見込まれます。

本計画の目標年度である令和6年度における、0～5歳人口は134人、6～11歳人口は184人と見込まれます。

乳幼児・ 児童数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	21	20	21	22	22
1歳	21	22	21	22	23
2歳	18	22	23	22	23
3歳	25	17	21	22	21
4歳	24	26	17	22	23
5歳	32	24	26	17	22
小計	141	131	129	127	134
6歳	30	33	24	26	18
7歳	38	32	35	26	28
8歳	32	39	33	36	27
9歳	49	33	41	34	38
10歳	39	48	32	40	33
11歳	32	39	48	32	40
小計	220	223	213	195	184
合計	361	354	342	322	318

2

家族や地域の状況

(1) 世帯の状況

国勢調査による美郷町の世帯の状況をみると、平成7年以降世帯数は減少傾向にあり、平成27年では2,110世帯となっています。また、世帯人員も減少傾向で推移しており、世帯数の減少を上回って進行していることから、平均世帯人員も減少傾向にあります。

■世帯構造の推移

単位：人、%

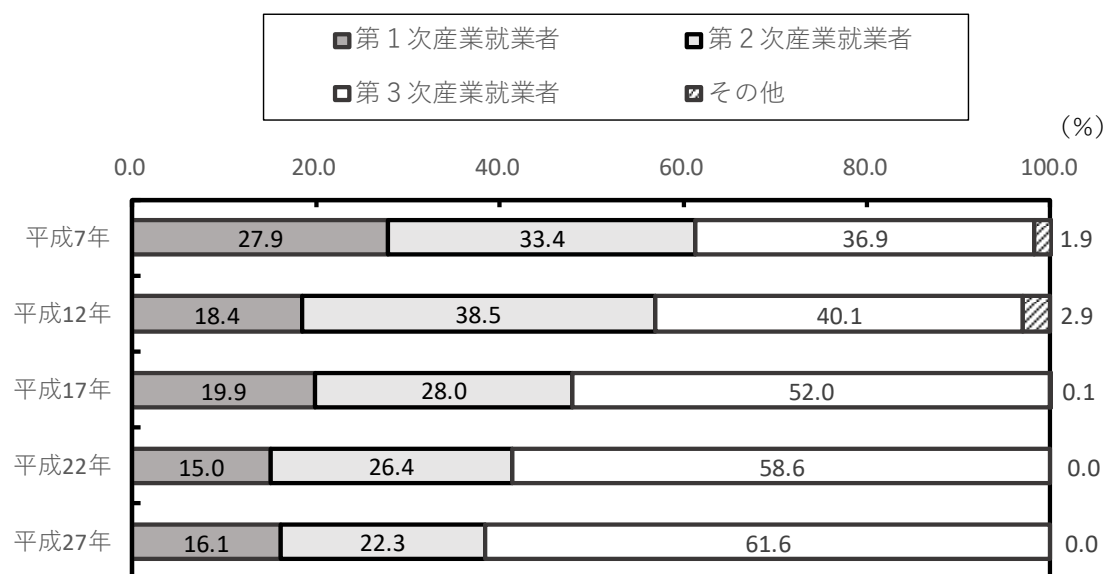
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	2,652	2,531	2,304	2,150	2,010
世帯人員	7,116	6,538	5,713	5,172	4,900
平均世帯人員	2.68	2.58	2.48	2.48	2.44
6歳未満の親族のいる世帯の数	220	186	151	161	144
割合(%)	7.3	6.6	7.5	7.2	7.5
18歳未満の親族のいる世帯の数	570	496	409	350	324
割合(%)	19.6	17.8	16.3	16.1	16.3

資料：国勢調査

(2) 産業及び就労状況

① 産業構造の推移

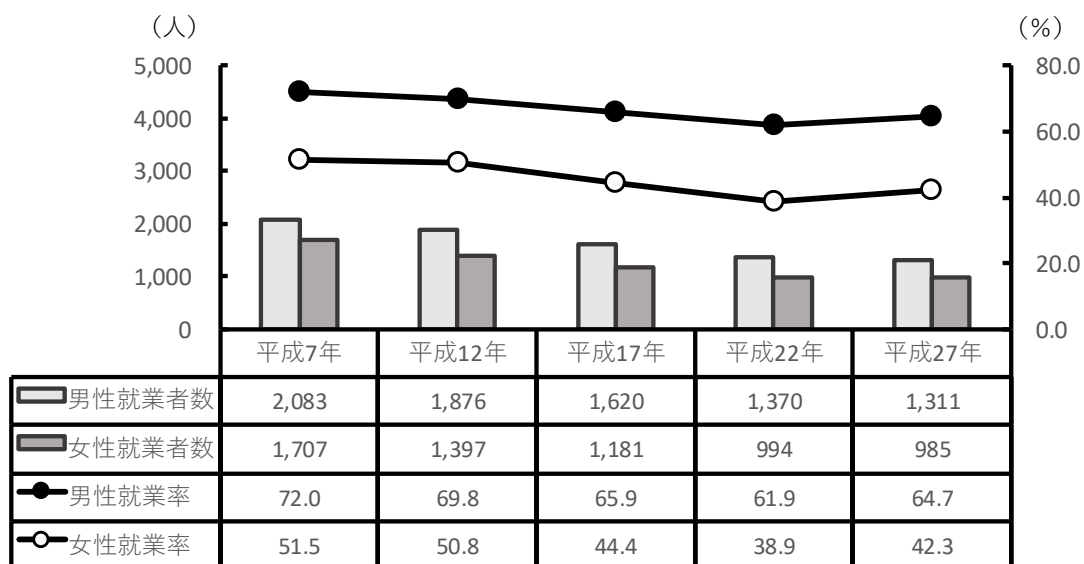
国勢調査による美郷町の産業構造の推移をみてみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移していますが、第3次産業は増加傾向にあり、平成17年以降では5割以上となり、平成27年には6割を占めています



資料：国勢調査

② 就業者数及び就業率

国勢調査による美郷町の就業数及び就業率をみると、人口減少や高齢化率の上昇により、男性・女性ともに平成7年以降減少傾向で推移しており、男性は平成7年から平成27年で772人減少、女性は平成7年から27年で722人の減少となっています。しかし、就業率は男性・女性ともに平成22年から平成27年にかけて増加しています。

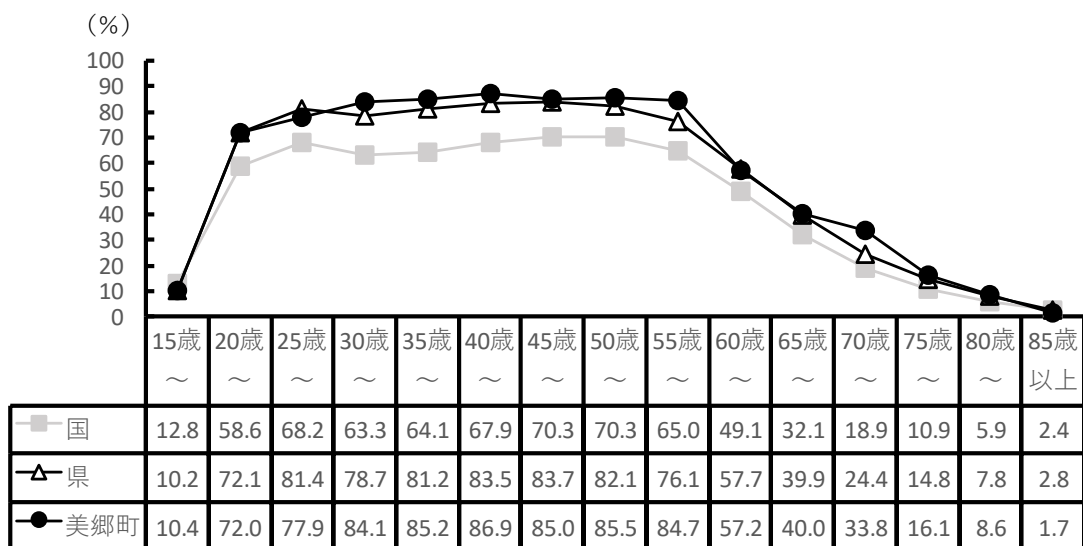


資料：国勢調査

③ 女性の年齢別就業率

平成 27 年の国勢調査による女性の年齢別就業率をみると、県と国は 25～29 歳にかけて就業率が減少していますが、美郷町は 25～29 歳にかけて就業率が増加しています。

■女性の年齢別就業率



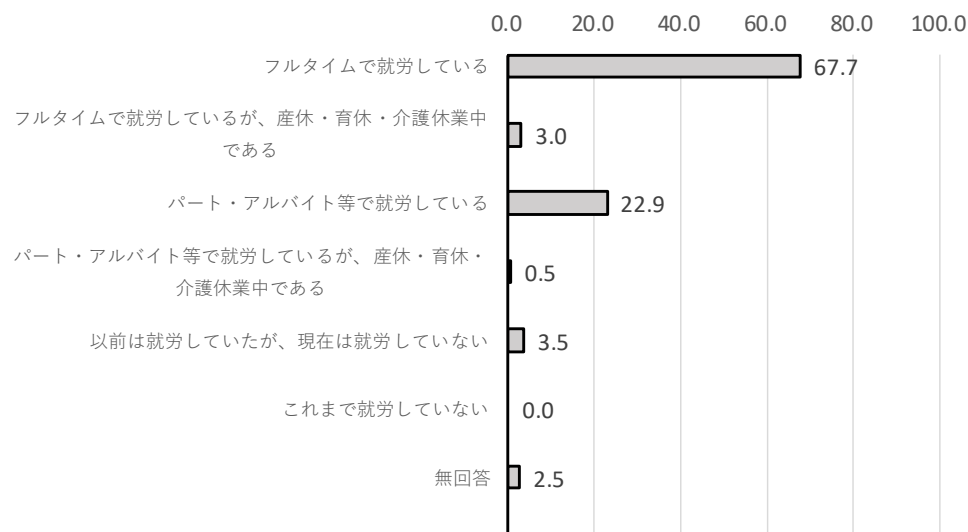
資料：平成 27 年国勢調査

④ 保護者の就労状況

ニーズ調査結果から保護者の就労状況をみると、母親は約 7 割の方がフルタイム、約 2 割の方がパート・アルバイト等で就労しています。父親は約 9 割の方がフルタイムで就労しています。

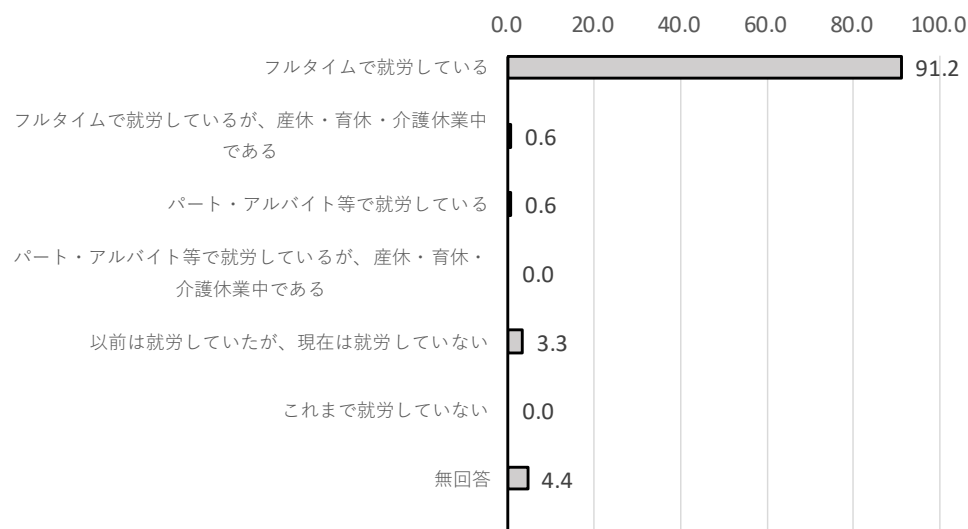
■母親の就労状況

(SA) N=181

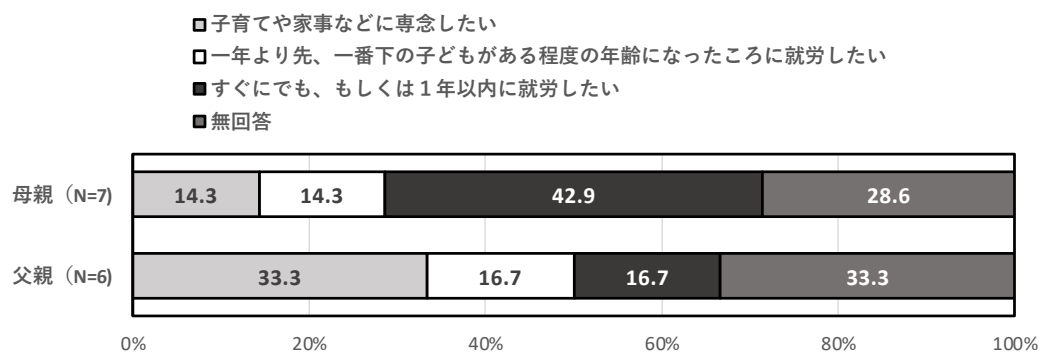


■父親の就労状況

(SA) N=181



■就労意向



3

子育て支援サービスの提供と利用の状況

(1) 保育所における保育サービス等の状況

① 保育所の定員及び入所状況

美郷町では平成 31 年度現在保育所が 2 か所設置されており、平成 31 年 4 月 1 日の定員数は 135 人、入所人員は 126 人となっています。平成 31 年度の合計定員数に対する充足率は 93.3%となっています。

■保育所の定員数及び入所状況

単位:人、%

名称	公・私	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
おおち保育園	私	定員数	120	120	120	100	90
		入所人員	124	112	96	96	88
		充足率	103.3	93.3	80.0	96.0	97.8
美郷町都賀保育園	私	定員数	50	50	50	50	45
		入所人員	45	47	43	42	38
		充足率	90.0	94.0	86.0	84.0	84.4
合計		定員数	170	170	170	150	135
		入所人員	169	159	139	138	126
		充足率	99.4	93.5	81.8	92.0	93.3

② 保育所における保育サービス等の実施状況

各保育所における保育サービスの実施状況は以下の通りとなっています。

■保育所の状況

施設名	公・私	保育時間	利用年齢	保育士数	特別保育サービスの 実施状況
おおち保育園	私	<平日・土曜日> 通常保育 7:15~18:15 <土曜日> 午後のみ 事前予約制	0歳から (6か月以上児)	18 人	延長保育 一時保育 病後児保育
美郷町都賀保育園	私	<平日・土曜日> 通常保育 7:15~18:15 <土曜日> 午後のみ 事前予約制	0歳から (4か月以上児)	9 人	延長保育 一時保育

(2) 在宅児も含めた預かりサービス等の実施状況

① 一時保育

一時保育は、私立保育所2か所の施設で実施しています。

■一時保育

単位:か所、日、人

年度	私立保育所		
	実施保育所数	実施延べ日数	利用延べ人数
平成26年度	2	94	119
平成27年度	2	184	214
平成28年度	2	155	194
平成29年度	2	147	171
平成30年度	2	179	189

② 休日保育

美郷町では休日保育の実施はありません。

③ 病後児保育

美郷町ではおおち保育園と大和事務所内の病後児室の2か所で病後児保育を開設しています。

④ ショートステイ・トワイライトステイ

美郷町ではトワイライトステイ事業の実施はありません。ショートステイ事業については中学生以上を対象に実施しています。

⑤ ファミリー・サポート・センター

美郷町ではファミリー・サポート・センター事業の実施はありません。

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）～平成 30 年度～

就労や疾病、妊娠、出産、看護・介護等により、放課後、家庭に保護者等がいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。美郷町では３か所で開設しています。

	児童クラブ	登録児童数	一日の 平均利用	利用率	支援員・補助員数 ()は有資格者数
邑智小学区 〔対象児童〕 178 人	いつでも道場 (邑智小学校内ランチルーム)	136 人	54 人	40%	12 人(5)
	やすらぎの里 (デイサービスやすらぎの里別府)	32 人	7 人	22%	7 人(2)
大和小学区 〔対象児童〕 66 人	まほろばわくわく教室 (大和小学校内ミーティングルーム)	53 人	28 人	53%	10 人(6)

対象学年: 1～6年生

利 用 料: 無料

開設日数: 250 日以上

そ の 他: いつでも道場の分室として週1回個人宅で「おかえりハウス」(粕淵地域)を開いている。



(4) 子育て支援センター事業実施状況

■子育て支援センター利用者数(延べ人数)

単位: 日、人

年度	開所日数	乳幼児数	保護者数	その他	合計
平成 30 年度	240	235	207	28	470
平成 29 年度	242	810	822	57	1689
平成 28 年度	242	810	822	57	1689
平成 27 年度	241	467	481	31	979

■出張子育て支援センターの開設

単位: 人(回)

年度	沢谷交流 センター	君谷交流 センター	都賀行交流 センター	浜原 隣保館	吾郷 集会所	築瀬 集会所	大和 事務所
平成 30 年度	7(2)	1(2)	0(0)	41(6)	0(1)	0(0)	19(6)
平成 29 年度	30(5)	31(4)	8(1)	147(8)	24(3)	0(0)	50(6)
平成 28 年度	35(5)	31(4)	8(1)	79(6)	—	8(1)	50(6)
平成 27 年度	26(5)	19(5)	13(4)	16(4)	—	—	—

※()は年間回数

■子育て家庭交流活動支援事業(図書館デー)

年度	利用人数(月 1 回)
平成 30 年度	19 人
平成 29 年度	79 人
平成 28 年度	85 人
平成 27 年度	25 人(9 月から開始)

■在宅家庭への訪問育児支援(保育士の家庭への派遣)

年度	対象	派遣累計	累計時間
平成 30 年度	1 件	62 回	24 時間
平成 29 年度	1 件	22 回	88 時間
平成 28 年度	3 件	115 回	271 時間
平成 27 年度	2 件	33 回	117 時間

(5) 母子保健事業の実施状況

① すくすく相談実施状況

対象：生後2か月以上の乳幼児や妊婦

内容：身体測定や育児相談、マタニティ相談

年度	延べ人数	実施回数
平成26年	50	6
平成27年	44	7
平成28年	66	7
平成29年	47	6
平成30年	45	6

② 健康教室実施状況

ア. 食育教室

対象：保育所入所児、小・中学校児童・生徒

内容：おやこの料理教室、郷土料理作り、朝食作り等

年度	保育所		小学校		中学校		合 計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
平成26年	3	86	2	34	7	127	12	247
平成27年	3	71	2	36	8	167	13	274
平成28年	3	117	3	50	7	141	13	308
平成29年	3	79	3	60	5	86	11	225
平成30年	3	74	3	51	5	103	11	228

イ. 歯科保健教室

対象：保育所入所児、小・中学校児童・生徒

内容：講話、歯垢染め出し、ブラッシング指導等

年度	保育所		小学校		中学校		合 計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
平成26年	2	109	1	34	2	31	5	174
平成27年	2	126	2	61	1	13	5	200
平成28年	2	119	1	63	1	13	4	195
平成29年	4	169	4	91	1	7	9	267
平成30年	4	145	3	65	2	48	9	258

ウ. 子育て支援事業

- 調理実習付きの離乳食教室を年2回開催しています。
- 少子化にともない、在宅児の親子の交流の場が少ないので、交流事業として子育てサロン「ほっとらんど」を平成16年度以降も継続して、毎月2回開催していましたが、平成21年度からは、子育て支援センターの開設により子育て支援センターの事業として実施しています。
- 保護者や保育士などの関係者を対象に年1回程度、子育てや発達についての講演会や研修会を開催しています。

③ 乳幼児健診の実施状況

ア. 乳幼児健診

年度	4～5か月健診		乳児健診		1歳6か月健診		3歳児健診		4～5歳児健診	
	対象児	受診児	対象児	受診児	対象児	受診児	対象児	受診児	対象児	受診児
平成26年	18	18	20	20	19	19	28	28	31	30
平成27年	20	19	19	18	25	25	29	26	31	30
平成28年	23	23	22	21	28	28	40	37	33	31
平成29年	25	24	35	35	30	27	30	37	45	43
平成30年	29	27	20	18	32	31	39	38	39	37

イ. 二次健診（発達クリニック）

発達に支援が必要な子どもが増えており、発達に遅れのある子どもの早期発見と発達支援を目的に、小児科医による診察と発達相談の場として、平成18年度から発達クリニックを実施しています。

乳幼児健診において、発育・発達について支援が必要なケースの二次検診の場として、発達クリニックを島根大学医学部小児科から小児科を派遣してもらい、年に3回実施しています。

年度	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成26年	1	1	1	0	0	3
平成27年	1	0	1	1	1	4
平成28年	0	0	1	0	0	1
平成29年	2	1	2	1	2	8
平成30年	0	1	3	1	6	11

（６）次世代健全育成のための地域ネットワークの現状

① 次世代育成支援対策協議会の設置

平成 17 年度に美郷町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、美郷町の次世代育成支援対策を推進する体制を整備するために次世代育成支援対策協議会を設置しました。

② 子ども・子育て支援推進会議の設置

平成 25 年度に美郷町子ども・子育て支援事業計画を策定して、美郷町の子ども・子育て支援対策を推進する体制を整備するために子ども・子育て支援推進会議を設置しました。

③ 要保護児童対策地域協議会の設置

関係機関が連携して、要保護・要支援を必要とする児童や妊婦を早期発見し、必要時には保護するなど、適切に支援していくために平成 18 年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、年に 1 回の代表者会及び 3 ヶ月に 1 回の実務者会議等を開催しています。

④ いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめの問題に対する課題等を共有し、対応についての効果的な手段を総合的に検討するためにいじめ問題対策連絡協議会を設置しました。

⑤ 特別支援連携協議会の設置

発育・発達に支援が必要な子どもの支援体制を整備するために、教育委員会が平成 19 年度に設置して、町内の保育所・小中学校において年 7 回の巡回教育相談会を実施するとともに特別支援連携協議会の会議を年 1 回開催しています。

⑥ 母子保健連絡会

町内の小中学校の養護教諭や保育所の保育士、学校栄養教諭と健康福祉課内の保健師、教育委員会学校教育係が子どもたちの現状や健康課題について共有し、健康づくりのための具体的な施策について年 1 回検討しています。

⑦ 民生委員児童委員協議会

町内の各地域の民生委員児童委員（37 名）と主任児童委員（3 名）が次世代健全育成のために地域住民の相談や支援に努めています。

⑧ 子ども安全パトロール隊の設置

平成 19 年度以降、役場の声かけにより町内に 13 地域ある総ての連合自治会が、地域の安全や子どもたちの健やかな成長を地域ぐるみで見守るために自主ボランティア組織として、安全パトロール隊を組織し、安心で明るい地域づくりをめざしています。

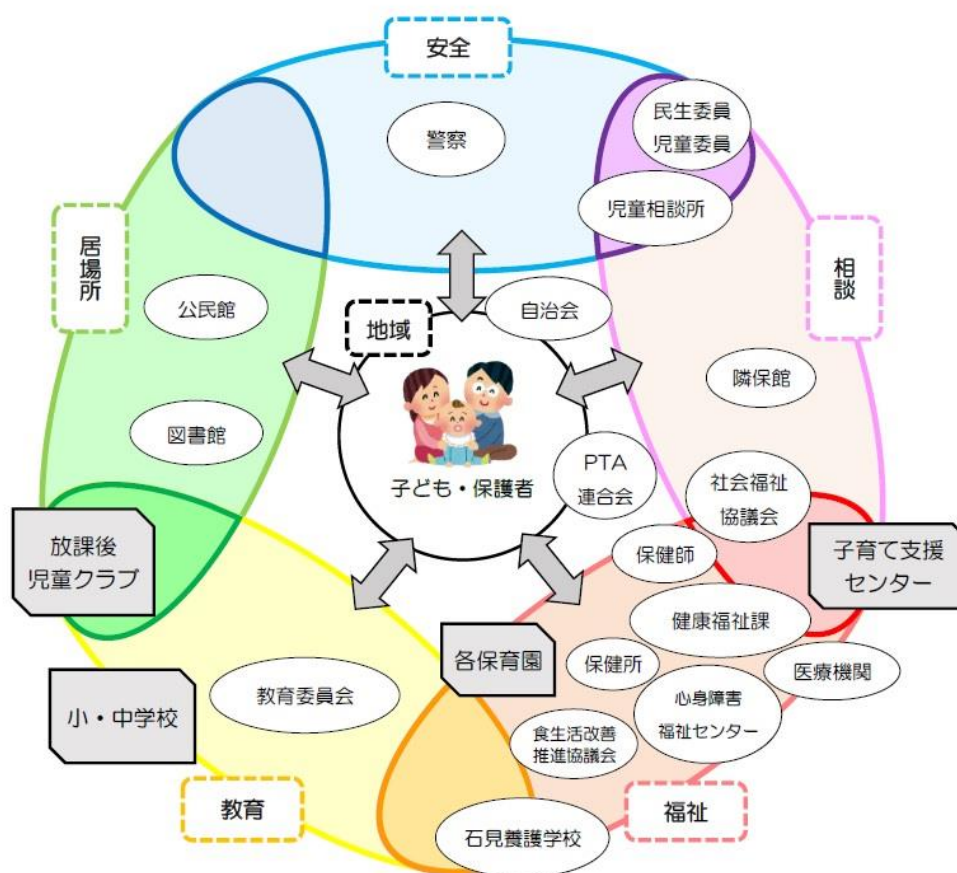
⑨ 青少年育成美郷町民会議

「子ども、若者、自分の力でのびていけ 心豊かにたくましく ～地域みんなが応援隊～」をスローガンに、青少年の健全育成をめざして、家庭、地域、学校、関係機関、各団体などと連携し、青少年に影響を与える社会環境を改善していく運動を進めています。

⑩ 健康づくり推進協議会

すべての町民が生涯を通じて健康づくりを総合的に推進するため、美郷町健康づくり推進協議会を設置しました。

■美郷町子育て支援ネットワーク図



(7) その他の美郷町子育て支援事業の現状（平成 31 年度の状況）

① 経済的支援の状況

事業名	内容
子ども医療費助成	●対 象 者:①出生した日から満 15 歳に達した後の 3 月 31 日までの児童で、美郷町内に住所がある方 ②①以後満 20 歳に達した月の末日までの児童で、美郷町内に住所がある方 ●助 成 額:対象者①の場合、医療機関(薬局を含む)で健康保険が適用される医療費に限り無料。対象者②の場合、医療機関(薬局を除く。)ごとの本人負担額から1か月の医療費の 10%(上限 15,000 円)を控除した額。
乳幼児等健診支援	●対 象 者:美郷町に住所がある乳幼児 ●健診種別:①4～5か月児健診……生後4か月から5か月までの児 ②乳児健診……生後9か月から11か月までの児 ③1歳6か月児健診……生後1歳6か月から1歳8か月までの児 ④3歳児健診……生後3歳5か月から3歳8か月までの児 ⑤4～5歳児健診……生後4歳から5歳までの児 ⑥医療機関で利用できる2回分(満1歳まで)の受診券を母子健康手帳交付時に発行 ●受診負担:無料
新生児聴覚検査費助成	●対 象 者:美郷町に住所がある保護者が出産した新生児 ●支援内容:医療機関での検査受検票を母子健康手帳交付時に発行
妊婦健診支援	●対 象 者:美郷町に住所がある母子手帳の交付を受けた妊婦 ●支援内容:医療機関での健診受診券 14 回分を母子健康手帳交付時に発行
予防接種	●対 象 者:美郷町内に住所がある乳幼児 ●ワクチン:定期予防接種・インフルエンザ ●費 用:無料
	●対 象 者:美郷町内に住所がある妊婦並びに 18 歳未満の者 ●ワクチン:インフルエンザ ●費 用:無料
	●対 象 者:美郷町内に住所がある妊婦 ●ワクチン:風しん(MR ワクチン含む) ●助成内容:接種費用の内 3,000 円～5,000 円助成
不妊治療費助成	●対 象 者:美郷町に在住する子どもを欲しながら不妊症のために子どもを持つことが困難な夫婦 ●助成内容:一般及び特定不妊治療費年 15 万円を限度に助成

事業名	内容
妊婦健康診査通院 支援事業	●対 象 者:美郷町に住所がある妊婦 ●支援内容:通院に係る経済的負担の軽減のため、妊娠届出 1 件につき、25,000 円を支給
児童手当	●対 象 者:0歳から中学校3年までの児童を養育している方 (所得により支給制限あり) ●支 給 額:0歳から3歳未満児まで 月額 15,000 円 3歳から小学生まで 第1、2子 月額 10,000 円 第3子以降 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円
児童扶養手当	●対 象 者:父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない 18 歳に到達してから最初の年度末までの間にある児童について、その父又は母あるいは監護する方 (所得により支給制限あり) ●支 給 額:全部支給の場合 児童1人のとき 月額 42,910 円 児童2人のとき 月額 53,050 円 3人目から1人増ごと 月額 6,080 円加算
特別児童扶養手当	●対 象 者:精神又は身体に障がいがある児童を監護・養育する父母又は父母に代わって児童を監護・養育している方 (所得により支給制限あり) ●支 給 額:児童1人につき月額 34,770 円、障がい等級 1 級の児は 52,200 円
障がい児福祉手当	●対 象 者:20 歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方 (所得により支給制限あり) ●支 給 額:児童1人につき月額 14,790 円
保育料等の無料化	●対 象 者:美郷町内在住のすべての児童 ●保 育 料:無料 ●給 食 費:3歳以上の児童を対象に主食・副食費の無料
土曜保育	●対 象 者:保護者の就労形態により土曜日に保育が困難な児童 ●期 間:土曜日 ●時 間:午前7時15分～午後6時15分まで ●費用負担:基本追加保育は無料、追加延長保育は 30 分毎に 150 円
在宅育児手当	●対 象 者:保育施設、特定地域型保育事業又は病院等の施設を利用せずに、在宅で育児を行っている方 ●支 給 額:月額 5, 000 円 ※3歳に達する年度末まで支給

事業名	内容
延長保育	●対 象 者:保護者の就労形態により基準保育時間内に送迎が困難な児童 ●期 間:全保育日 ●時 間:基本延長時間は、午後6時15分から午後6時45分まで、 追加延長時間は基本延長保育終了時間から 30 分毎 ●費用負担:30 分毎に 150 円
一時保育	●対 象 者:①保護者の就労形態により家庭における保育が断続的に困難になる児童 ②保護者の傷病や入院により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童 ③保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担を解消するための保育を必要とする児童 ●期 間:①及び③は、月 10 日を限度。②は必要期間。 ●費用負担:一時保育利用料 1,000 円(町内在住者) ※令和2年度より利用料等については、改定されます。
子育て支援センター事業	●対 象 者:保育所に入所していない2か月児から小学校入学までの在宅の乳幼児並びにその保護者 ●内 容:原則毎週月から金曜日に子育て支援センターを午前中開所。おおち保育園を主会場に、子育てサロンや親子遊びなどを通じて乳幼児並びに保護者同士の交流を図る。 ●利 用 料:無料(実費徴収あり)
通学支援	●対 象 者:美郷町内の小中学生 ●内 容:通学費(公共交通機関・遠距離通学)支給
給食費の助成	●対 象 者:美郷町内の小中学生 ●内 容:食材費の 30%の助成
就学援助	●対 象 者:美郷町に住所を有する小中学生の保護者 ●内 容:学用品費、給食費等の支給 ※申請が必要、認定基準あり
公営塾	●対 象 者:美郷町に住所を有する中学生 ●内 容:利用料無料(教材費 月 1,000 円)
放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ)	●対 象 者:美郷町内の小学生 ●内 容:利用料無料 ※傷害保険料年間 1,450 円、おやつ代は実費
スポーツ少年団育成補助	●対 象 者:美郷町スポーツ少年団に登録をしている単位団 ●内 容:①団員 1 名あたり 2,500 円 ②予選を勝ち抜き中国大会以上の大会に出場する団に対し、交通費及び宿泊費の 3 割

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項においては、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本町では、保育所等の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

2 保育認定

子ども、子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	保育所・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所・認定こども園を利用できる家庭

3

幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定（認定こども園・幼稚園）

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(H30)	(H31)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	—	—	1	1	1	1	1

確保 方策	特定教育・保育施設	—	—	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	—	—					

対象年齢	3～5歳
確保方策について	幼稚園の利用希望は少数であり、本町には幼稚園がないため、1号認定は保育所に対応する。保育所においては、定員数を割っている状況であり、量の見込みについて対応可能である。

(2) 2号認定（認定こども園及び保育所）

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(H30)	(H31)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	111	83	78	63	61	56	58

確保 方策	特定教育・保育施設	—	—	79	79	79	79	79
	特定地域型保育事業	—	—					

対象年齢	3～5歳
確保方策について	2号認定（認定こども園及び保育所）は保育所に対応する。保育所においては、定数内であり、少子化の状況等を踏まえ量の見込みについても現状維持で対応可能である。
備 考	実績値は、3～5歳の保育所の入所者数

(3) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(H30)	(H31)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	62	53	48	50	50	49	50

確保 方 策	特定教育・保育施設	—	—	51	51	51	51	51
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—

対象年齢	0～2歳
確保方策について	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）は保育所に対応する。保育所においては、定数内であり、少子化の状況等を踏まえ量の見込みについても現状維持で対応可能である。
備 考	実績値は、0～2歳児の保育所の入所者数

4

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込みについて

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
必要数	—	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

確保方策	—	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
------	---	---	------	------	------	------	------

確保方策について	今後相談員等の人材の確保に努め、整備を進めます。						
----------	--------------------------	--	--	--	--	--	--

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

量の見込みについて

(単位: 人回)

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量			98	102	102	100	102

確保方策	—	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
------	---	---	------	------	------	------	------

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	現状の1か所に対応可能、充実に努める						

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

量の見込みについて

		実績値		見込値				
		(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
必要数	対象人数（人）	35	38	20	20	20	20	20
	健診回数（回）	14	14	14	14	14	14	14
	実施数（人回）	490	532	280	280	280	280	280

確保方策	—	—	医療機関で、14 回の妊婦健診を継続して実施する。
------	---	---	---------------------------

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 1 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みについて

(単位:人)

		実績値		見込値				
		(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
必要数		16	21	21	19	20	20	20

確保方策	—	—	保健師等が、乳児がいるすべての家庭を訪問します。
------	---	---	--------------------------

(5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
必要数	1	3	1	1	1	1	1

確保方策	—	—	引き続き保健師が継続的な支援を実施する。				
------	---	---	----------------------	--	--	--	--

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量			0	0	0	0	0

確保方策	—	—	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	ニーズの動向をみながら、今後検討します。						

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【低学年・高学年合計】

量の見込みについて

（単位：人日）

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量			0	0	0	0	0

確保方策	—	—	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	小学生児童						
確保方策について	ニーズの動向をみながら、今後検討します。						

(8) -A 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

幼稚園において、教育時間の前後や長期休暇等に主に園児を対象に保育を実施する事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

		実績値		見込値				
		(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	1号認定利用			0	0	0	0	0
	2号認定利用			0	0	0	0	0
	1号、2号合計			0	0	0	0	0

確保方策	—	—	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	3～5歳
確保方策について	本町には幼稚園がないため、一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)の見込値はありません。ニーズの動向をみながら、今後検討します。

(8) -B 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において保育所、認定こども園等で、一時的に預かる事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

		実績値		見込値				
		(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量		171	189	115	103	102	96	99

確保方策	—	—	115	103	102	96	99
------	---	---	-----	-----	-----	----	----

対象年齢	0～5歳
------	------

確保方策について	現状維持で対応可能、充実に努めます。
----------	--------------------

(9) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	3	3	7	6	6	6	6

確保方策	—	—	7	6	6	6	6
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	現状維持で対応可能、充実に努めます。						

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	0	36	71	64	62	59	61

確保方策	—	—	71	64	62	59	61
------	---	---	----	----	----	----	----

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	本町には病児保育はありませんが、今後看護職員等の人材の確保に努め、整備を進めます。						

(11) 放課後子ども総合プラン事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みについて

（単位：人）

	実績値		見込値				
	(H29)	(H30)	R2	R3	R4	R5	R6
見込量	86	87	84	78	76	67	66

確保方策	確保人数	—	—	84	78	76	67	66
	箇所数			3	3	3	3	3

対象年齢	小学生
確保方策について	放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施し、子どもたちが安全に遊びと学びをすることができ、保護者にとっても安心して就労できるように環境を整えます。

第6章 計画の推進に向けて

1 地域における推進体制の充実

子どもは、地域社会の中で、子ども同士や大人たちとの関わりを通して成長していきます。また地域は、子育て家庭を支える身近な社会であり、地域ぐるみで子育てを支援していくことが大切です。

本計画を推進するにあたり、家庭、地域社会、学校、企業、行政等の関係機関が、子どもの主体性や自主性、社会性を重視し、子どもの意見を尊重して各施策に取り組む等、役割を果たしながら、相互に連携を図ることで、町全体が一体となって取り組めるよう努めていきます。

2 庁内における推進体制の充実

次世代育成支援に関する施策は、多岐の分野にわたるため、健康福祉課が中心となり、年度ごとの関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組める体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 国、県との連携

県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本町の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

第7章 進捗状況及び事業評価

■町独自の目標指標

本計画に基づいて展開する事業の実施量や成果に関する目標を次のように定めます。

項 目	現 状	目 標
配偶者が子育てに積極的に参加している割合	33.3%	40.0%
子育てに自信の持てない割合	36.7%	30.0%
子どもを虐待しているのではないかと 思うことがある割合	13.0%	10.0%
子育てについて相談相手のいない人 の割合	7.7%	0.0%
育児休業取得率	母親 76.2% 父親 2.3%	母親 95.0% 父親 10.0%
乳児家庭全戸訪問事業	95.2%	100.0%
子育て支援センターの利用率	75.0%	95.0%
子育てサポーター登録者数	2 人	5 人

資料編

1

ニーズ調査結果概要

(1) 調査の方法

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、町民の子育てに関する生活実態や意見・要望を確実に把握するためにニーズ調査を実施しました。

【就学前】

調査対象者・配布数	令和元年9月1日現在 美郷町に住んでいる0～18歳のお子さんのいる全世帯	318票
調査方法	町内保育園・小中学校及び郵送による配布回収	
調査期間	令和元年9月24日～令和元10月1日まで	
調査票回収数	207票	回収率 65.1%

(2) 調査結果の概要

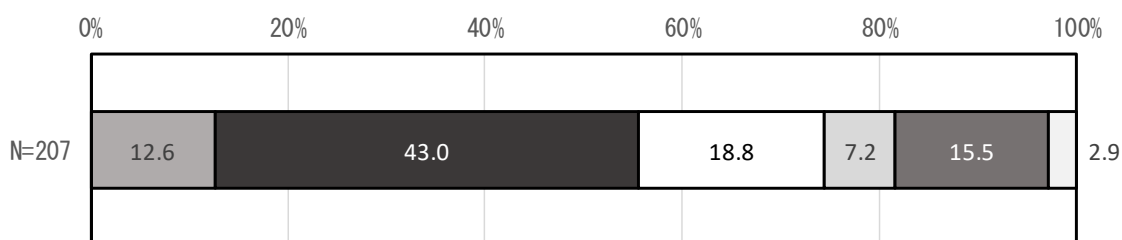
①子育てに関しての不安や負担

子育てに関しての不安感や負担感についてみると、「なんとなく感じる」の割合が最も高く、43.0%となっています。

次いで、「あまり感じない」が18.8%となっています。

■子育てに関して不安感や負担などは感じられますか（単回答）

□非常に感じる ■なんとなく感じる □あまり感じない □全く感じない ■なんともいえない □無回答



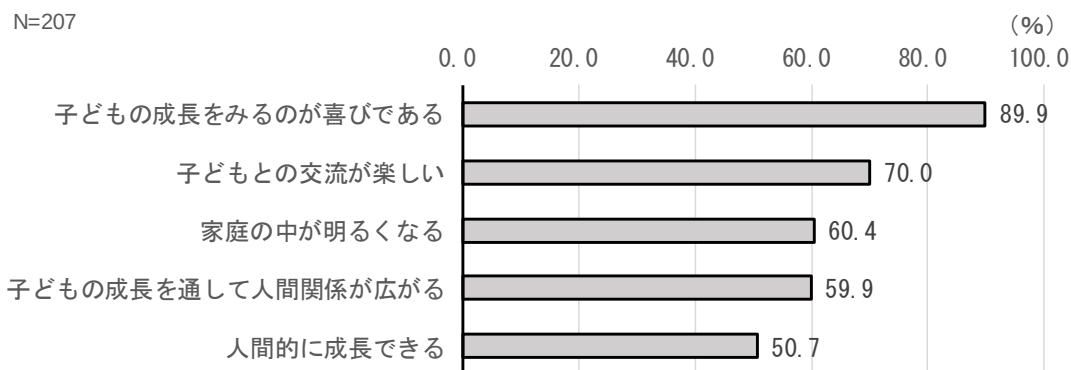
②子育てをされていて良かったことや喜びを感じたこと

子育てをされていて良かったことや喜びを感じたことについてみると、「子どもの成長をみるのが喜びである」の割合が最も高く、89.9%となっています。

次いで、「子どもとの交流が楽しい」が70.0%となっています。

■子育てをされていて良かったことや喜びを感じたことはありますか（複数回答）

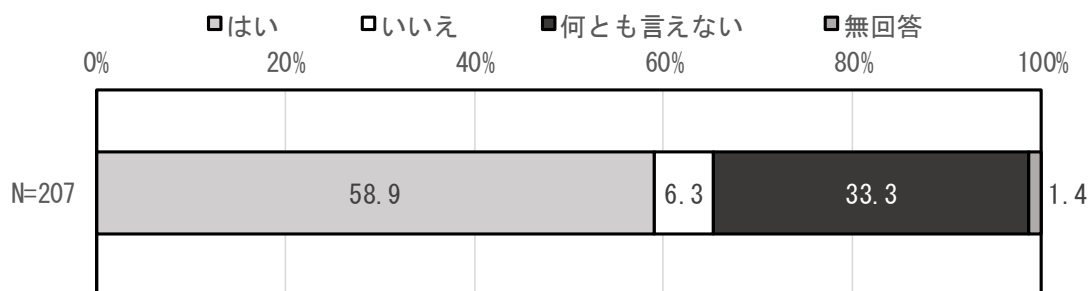
（上位5項目）



③ ゆっくりとした気分で子どもと過ごす時間があるか

ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間があるかについてみると、「はい」と回答した人は、58.9%で最も高くなっています。

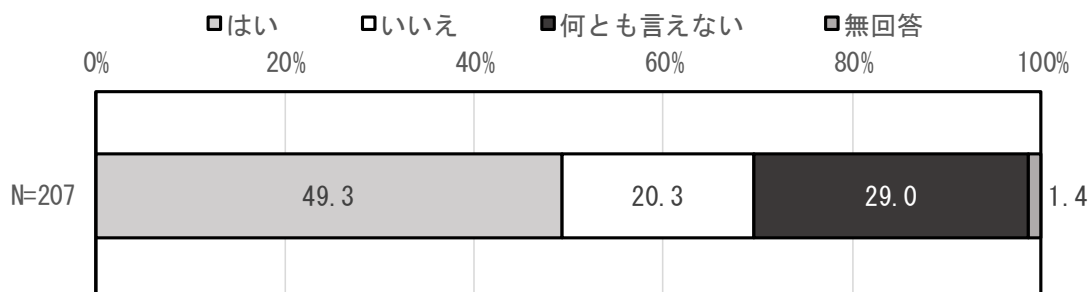
■ ゆっくりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか （単回答）



④ 自分のために使える時間を持てるか

自分のために使える時間を持てるかについてみると、「はい」と回答した人は、49.3%で最も高くなっています。

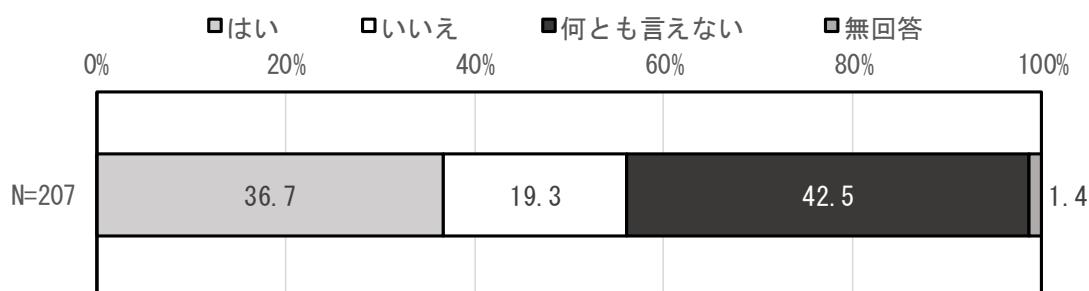
■ 自分のために使える時間を持てますか （単回答）



⑤子育てに自信が持てないことがあるか

子育てに自信が持てないことがあるかについてみると、「はい」と回答した人は、36.7%となっています。

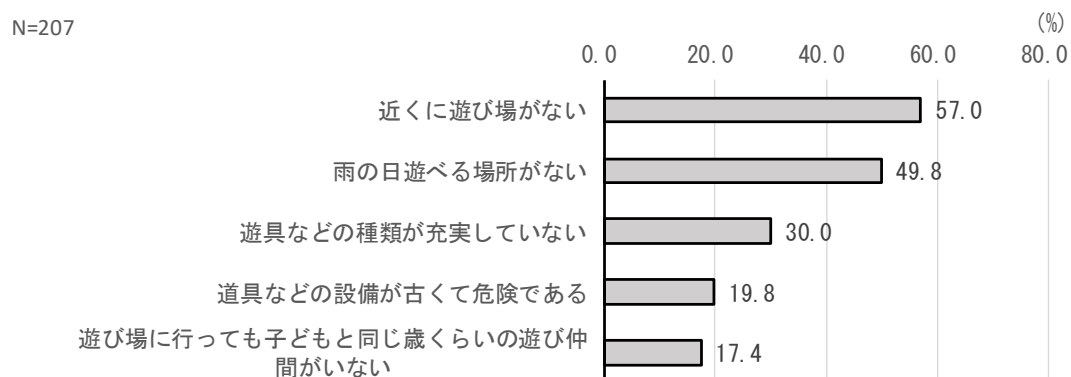
■子育てに自信が持てないことがありますか（単回答）



⑥子どもの遊び場について

家の近くの遊び場について、感じていることについてみると、多くあげられた意見として「近くに遊び場がない」が57.0%、次いで「雨の日に遊び場がない」が49.8%となっています。

■家の近くの子どもの遊び場について、日ごろ感じていることがありますか（複数回答）
（上位5項目）

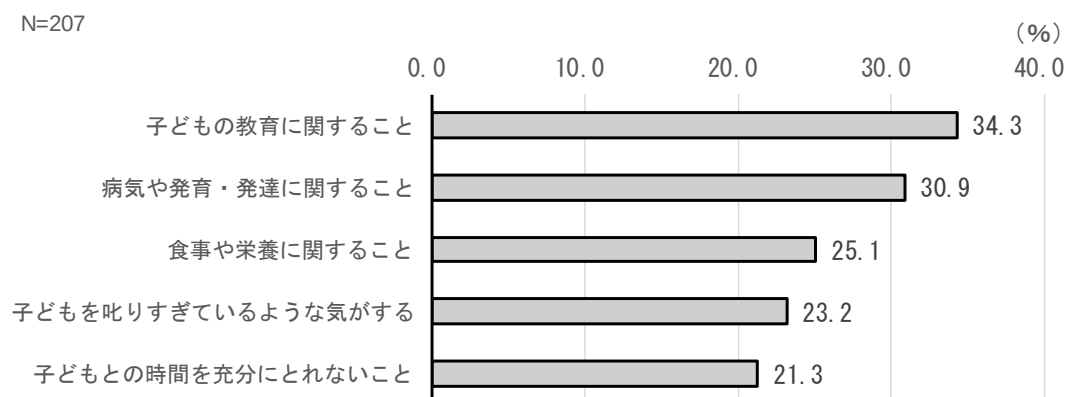


⑦不安に思っていること・悩んでいること

不安に思っていることや悩んでいることについてみると「子どもの教育に関すること」が34.3%と最も割合が高く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」が30.9%、「食事や栄養に関すること」が25.1%となっています。

■子育てに関して、悩んでいること、または気になることはどのようなことですか（複数回答）

（上位5項目）



⑧町に望む子育て支援

どのような子育て支援の充実を図ってほしいかについてみると、就学前のお子さんをお持ちの家庭では「ゴールデンユートピアの遊具や公園など遊べる場所をつくってほしい」、「オムツやミルクなどの保育用品が買える店を美郷町内に作ってほしい」という意見がありました。

小学生のお子さんをお持ちの家庭では、「教育等の支援を充実してほしい」という意見がありました。

中学・高校生のお子さんをお持ちの家庭では、「町内の中学校の部活動を充実してほしい」、「町内にも高校をつくってほしい」という意見がありました。

2

美郷町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学校教育関係者	渡部 律夫	会長(校長会)
食改会長	西原 絢子	副会長(美郷町食生活改善推進協議会)
学校教育保護者会代表	旭林 修範	邑智小学校 PTA
	山根 啓史	邑智中学校 PTA
	三上 智央	大和小学校 PTA
	秋葉 義樹	大和中学校 PTA
教育委員	大草 智子	美郷町教育委員
	難波 博恵	美郷町教育委員
保育所関係	大場 弥生	おおち保育園
	櫻井 由香里	美郷町都賀保育園
センター長	藤原 香	子育て支援センター
保育所保護者会代表	松岡 辰徳	おおち保育園保護者会
	浜田 敏喜	美郷町都賀保育園保護者会
民生児童委員協議会	西上 時恵	主任児童委員

美郷町子ども・子育て支援事業計画
～子どもたちがのびのびと育つ 笑顔あふれる子育てのまち みさと～

発行年月：令和２年３月

発 行：島根県美郷町

編 集：健康福祉課

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕 168 番地

T E L : (0855) 75-1931

F A X : (0855) 75-1505